# 関東信越税理士会
# 熊谷支部２月例会次第

日時　平成２７年２月９日(月)
　　午前９時３０分～
場所　ホテルガーデンパレス

１．会務報告

| | | |
|---|---|---|
| (1)１月１４日(水) | 支部例会・署との協議会 | 於　ホテルガーデンパレス |
| (2)１月１４日(水) | 支部研修会 | 於　ホテルガーデンパレス |
| (3)１月１４日(水) | 県連常務理事会・理事会・賀詞交歓会 | 於　パレスホテル大宮 |
| (4)１月１９日(月) | 本会支部長会 | 於　さいたま市民会館おおみや |
| (5)１月１９日(月) | 本会臨時総会 | 於　さいたま市民会館おおみや |
| (6)１月１９日(月) | ｅ－ｔａｘ研修会 | 於　埼玉工業大学 |
| (7)１月２０日(火) | 熊谷地区税務四者協議会 | 於　埼玉県熊谷会館 |
| (8)１月２１日(水) | 農業青色申告会との調印式 | 於　熊谷税務署 |
| (9)１月２１日(水) | 支部第２回理事会 | 於　熊谷商工会議所 |
| (10)１月２２日・２３日 | 相馬広明会員ご母堂様通夜・告別式 | 於　ルミエール椿かごはらホール |
| (11)１月２６日(月) | ｅ－ｔａｘ研修会 | 於　埼玉工業大学 |
| (12)１月２８日(水) | 熊谷青色申告会新春懇談会 | 於　マロウドイン熊谷 |
| (13)１月２９日・３０日 | 荻野薫会員通夜・告別式 | 於　さいたまセレモニーホール深谷 |
| (14)２月　２日(月) | 正副支部長・署との協議会 | 於　熊谷税務署 |
| (15)２月　２日(月) | 正副支部長・地域長及び次年度正副支部長・地域長合同会議 | 於　いづみ寿司 |
| (16)２月　５日(木) | 宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会 | 於　ホテルガーデンパレス |
| (17)２月　５日(木) | 法人会青年部との懇談会 | 於　籠原シティフィールド |
| (18)２月５日・６日 | 小島久幸会員御尊父様通夜・告別式 | 於　メモリアル彩雲 |

２．会務予定及び連絡事項

(1)支部例会・署との協議会
　日時　２月９日(月)午前９時３０分～
　場所　ホテルガーデンパレス

(2)支部臨時総会
　日時　２月９日(月)午前１０時４５分～
　場所　ホテルガーデンパレス

(3)理事予定者会議
　日時　２月９日(月)正午～
　場所　ホテルガーデンパレス２Ｆ錦

(4)支部研修会
　日時　２月９日(月)午後１時００分～
　場所　ホテルガーデンパレス
　内容　確定申告
　講師　熊谷税務署担当官
　場所　熊谷税務署

(5)県連役員推薦委員会
　日時　２月１０日(火)午後４時００分～
　場所　埼玉県税理士会館

(6)本会納税視察
　日時　２月２４日(火)午後２時５０分～
　場所　深谷コミュニティセンター

(7)熊谷さくらマラソン
　日時　３月２２日(日)
　場所　熊谷市内

(8)県連支部長会・臨時総会
　日時　３月２４日(火)午後３時００分～
　場所　パレスホテル大宮

３．その他の協議報告事項

〈派遣関係〉支部推薦

社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会　（顧問税理士）本塚雄一郎会員

株式会社 まちづくり熊谷　（顧問税理士）小島周二会員

正副支部長・地域長内規

２．税務支援者の年齢制限について（平成２５年１月１７日理事会にて協議承認）

平成２５年４月１日より７０才以上は免除とする（現行７５才以上）。

４．納税者から事務局に税理士の紹介依頼があった場合の対応（平成２５年４月１日より）

事務局員は速やかに支部長に連絡、支部長が当該日に近い税務相談所の担当者を紹介する。

後日、正副支部長会に顛末を報告する。但し、支部長の判断により、紹介する会員は例会出席者を優先する。

熊谷支部役員等推薦規程

第３章　地方公共団体委員等

（推薦方法）

第１条　地方公共団体等の委員等の選任に関しては、正副支部長会の議を経て、推薦する。

第２条　被選任者は原則として正副支部長及び正副支部長経験者とする。

４．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

税理士法人設立

税理士法人前嶋事務所（平成２７年１月５日 登記　主たる事務所）

〒360-0018　熊谷市中央１－２１８

５．支部会員入会・転入・転出・異動等

６．次回例会予定

日時　３月２７日(金)　午後４時００分～　支部例会・署との協議会

確定申告慰労会

日時　３月２７日(金)　午後５時００分～

場所　ホテルガーデンパレス

バス　午前　９時１０分　熊谷駅南口・市役所発

１２時３０分　熊谷駅南口発

７．支部ホームページ

| | |
|---|---|
| ユーザー名 | kumazei |
| パスワード | kuma2012 |

支部ホームページアドレス　http://www.sakitama.or.jp/tains-k/

＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

＊今後の例会日日程を掲載しました。（平成２７年２日９日現在）

| | | |
|---|---|---|
| ３月例会 | ３月２７日(金) | 午後４時００分～ |
| ４月例会 | ４月　７日(火) | 午前９時３０分～ |
| ５月例会 | ５月　７日(木) | 午前９時３０分～ |

＊予定ですので変更になる場合もあります。

ｅ－ｔａｘ・Ｌ－ｔａｘの利用を推進しましょう。

法定資料の提出はｅ－ｔａｘの利用をお願いします。

確定申告関係用紙の配布については、今後縮小する方向で検討中です。国税庁のホームページからダウンロードして利用するか、ｅ－ｔａｘの利用をお願いします。

関信越税業発26第208号
平成27年1月22日

県連会長
支部長　各位

関東信越税理士会
会　　長　小林　健彦
研修部長　笹川　賢治

# 租税教室講師の研修時間の取扱いについて

日頃から研修部の会務運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本会では租税教育に積極的に取組んでいる次第でございますが、租税教育の更なる充実を図るため、租税教室の講師を務めた場合は研修時間に算定する事を決定いたしました。租税教育の講師活動のインセンティブを高めることにより、租税教育活動の一層の充実に資するものと考える所存でございます。

つきましては、支部例会などを通じて会員への周知活動にご協力くださいますようお願い申し上げます。

〔研修時間の算定について〕

本会会員が租税教育に係る租税教室の講師を務めた場合にはその授業時間をもって研修時間とし、かつ、研修細則第9条第1号の規定により3倍の時間で受講時間と算定する。(一事業年度18時間を限度とする)

なお、この取扱いは、平成26年4月1日に遡って適用する。

〔研修時間への算定方法〕

租税教室の講師を務めた場合は、ご自身により本会ホームページから研修時間をご入力いただく事で研修時間に算定されます。

別紙eラーニングログイン・受講方法をご参照の上、ご入力くださいますようお願いいたします。

〔写送付先〕本会研修部委員、本会租税教育推進部委員、県連事務局、支部事務局

日　時　平成２７年２月９日（月）
　　午前１０時４５分～
場　所　ホテルガーデンパレス
司　会　総務部長

# 臨時総会次第

１．開会のことば

２．支部長あいさつ

３．議長選出

４．定足数の確認

５．議事録署名人指名

６．議　　事

第１号議案　関東信越税理士会熊谷支部　平成２７年度・２８年度役員（副支部長・理事・監事）選任の件

７．閉会のことば

## 支部規約より

（支部役員の選任）
第　９条　当支部に次の役員を置く。
(1) 支部長　　１人
(2) 副支部長　　７人以内
(3) 支部理事　　３０人以内
(4) 支部監事　　２人以内

（支部役員の選任）
第１０条
２　副支部長、支部理事、支部監事は本会が行う役員選挙の当該年度末日までに支部会議（例会を除く）において税理士会員のうちから選任する。

副支部長

| | | |
|---|---|---|
| 陸名久好 | 野本年信 | 石澤利一 |
| 曽根和也 | 寺山智久 | 清水茂昭 |

支部理事

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 天笠裕司 | 大久保秀彦 | 大谷宏一 | 木島重雄 | 小島周二 |
| 小田部安彦 | 小林賢一郎 | 小林拓人 | 土屋政信 | 中野敦夫 |
| 中村文男 | 長谷部好一 | 林　正浩 | 原　　靖 | 福島泰彦 |
| 福島繁夫 | 藤野佳子 | 本田　章 | 前島義徳 | 増田俊樹 |
| 水野敦史 | 南　絹代 | 村田克也 | 本塚雄一郎 | 森戸　裕 |
| 油井豊仁 | 吉田貴之 | 吉留良平 | 渡辺　実 | 渡辺　保 |

支部監事

| | |
|---|---|
| 竹村宗一 | 内田守一 |

# 関東信越税理士会熊谷支部役員名簿

平成２７年４月１日　予定

| 役職名 | 氏名 | 分掌 | 住所 | TEL |
|---|---|---|---|---|
| 支部長 | 中村敏行 | 登録調査委員 | 366-0822　深谷市仲町 7-21 | ５７２－４５６４ |
| 副支部長 | 陸名久好 | 綱紀・調査・電子・東部 | 360-0032　熊谷市銀座 6-1-34-1 | ５８０－７６０１ |
| | 野本年信 | 会報・税対・租推・中央 | 360-0815　熊谷市本石 2-13 | ５７７－８０５３ |
| | 石澤利一 | 経理・制度・公益・西部 | 360-0853　熊谷市玉井 1-36 | ５３３－７７５０ |
| | 曽根和也 | 業務・女性・広報・北部 | 360-0815　熊谷市本石 1-269-1 | ５２３－９８１４ |
| | 寺山智久 | 総務・青年・福祉・深谷・大里・県連 | 366-0042　深谷市東方 2-25-7 | ５７１－２８２１ |
| | 清水茂昭 | 研修・情報・南部 | 360-0012　熊谷市上之 3108-5 | ５２３－３３００ |
| 理事 | 本塚雄一郎 | 本会理事・県連理事 | 360-0815　熊谷市本石 1-63 | ５２２－１８５７ |
| | 渡辺　実 | 本会理事・県連理事 | 360-0042　熊谷市本町 2-136 | ５２１－５３５１ |
| | 水野敦史 | 総務部長 | 360-0111　熊谷市押切 2562-3 | ５３６－５６５８ |
| | 中野敦夫 | 業務対策部長 | 366-0824　深谷市西島町 2-13-11 | ５７１－２３３２ |
| | 渡辺　保 | 経理部長 | 360-0042　熊谷市本町 2-136 | ５２１－５３５０ |
| | 油井豊仁 | 綱紀監察部長 | 360-0015　熊谷市肥塚 477 | ５２５－３８７３ |
| | 長谷部好一 | 会報部長・西部地区委員長 | 360-0816　熊谷市石原 1262-6 | ５２５－３８４３ |
| | 中村文男 | 制度部長 | 366-0801　深谷市上野台 205 | ５７１－２５４０ |
| | 小林賢一郎 | 税務支援対策部長・大里地区委員長 | 369-0201　深谷市岡 2596 | ５８５－２５２７ |
| | 吉田貴之 | 調査研究部長 | 360-0014　熊谷市箱田 2-2-8 | ５２１－０３３４ |
| | 福島泰彦 | 研修部長 | 360-0847　熊谷市籠原南 1-113-3 | ５８０－６４７１ |
| | 前島義徳 | 広報部長 | 360-0001　熊谷市上中条 1017 | ５２３－６４３６ |
| | 福島繁夫 | 青年部長 | 366-0802　深谷市桜ヶ丘 220 | ５７１－８２４２ |
| | 南　絹代 | 女性部長 | 369-0201　深谷市岡 1895-1 | ５８５－０１５５ |
| | 小林拓人 | 情報システム部長 | 360-0018　熊谷市中央 1-77 | ５２１－０４３７ |
| | 藤野佳子 | 福祉共済部長 | 360-0036　熊谷市桜木町 2-35 | ５２２－１８３１ |
| | 森戸　裕 | 公益活動対策部長 | 360-0033　熊谷市曙町 5-25 | ５２９－７６１８ |
| | 林　正浩 | 租税教育推進部長 | 360-0122　熊谷市小泉 863-2 | ５３６－４９８２ |
| | 村田克也 | 電子申告推進特別委員長・東部地区委員長 | 360-0012　熊谷市上之 714-2 | ５０１－５００１ |
| | 吉留良平 | 会報副部長・中央地区委員長 | 360-0816　熊谷市石原 1-78 | ５２２－１４０２ |
| | 大久保秀彦 | 南部地区委員長 | 369-0101　熊谷市津田 1188 | 0493－39－0555 |
| | 小田部安彦 | 北部地区委員長 | 360-0015　熊谷市肥塚 887-6 | ５２６－５８７４ |
| | 本田　章 | 深谷地区委員長 | 366-0041　深谷市東方 3768-2 | ５０７－６４６３ |
| | 天笠裕司 | 熊谷地域長 | 360-0037　熊谷市筑波 3-67 | ５２４－０２９６ |
| | 小島周二 | 国保組合長 | 360-0853　熊谷市玉井 2132-13 | ５３３－２８４７ |
| | 大谷宏一 | 政治連盟支局長 | 360-0833　熊谷市広瀬 264-1 | ５２２－２０４０ |
| | 土屋政信 | | 366-0823　深谷市本住町 10-6 | ５７１－１１７３ |
| | 木島重雄 | | 360-0013　熊谷市中西 2-7-31 | ５２２－００６４ |
| | 増田俊樹 | | 360-0018　熊谷市中央 1-77 | ５２１－０４３７ |
| | 原　靖 | | 360-0035　熊谷市河原町 2-212 | ５２７－３２７６ |
| 監事 | 竹村宗一 | | 360-0856　熊谷市別府 5-41 | ５３３－５６５９ |
| | 内田守一 | | 366-0026　深谷市稲荷町 1-9-46 | ５７２－５１１０ |

日時　平成27年2月9日（月）
　　9時30分～
場所　ホテルガーデンパレス

# 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　県税事務所長あいさつ

4　税務署からの連絡事項

（1）e-Taxの利用について　（総務課）

e-Tax の普及・定着につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

関与先企業の従業員の方に対する自宅からの国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告の周知や、社内申告相談会の開催などによる従業員の確定申告に係るサポート体制を図っていただきますよう、再度お願いいたします。

まもなく、12月決算法人の申告時期を迎えます。申告書の提出に当たりましては引き続きe-Taxをご利用くださいますようお願いします。開始届出書を提出しているものの、e-Taxの利用が一部の手続きに留まっている法人を関与されている税理士先生に対し、e-Taxの利用勧奨文を送付させていただきますので、更なるe-Taxのご利用をお願いします。

（２）確定申告書の一括提出について　（総務課）

確定申告期終盤は混雑し、長時間お待ちいただく場合もありますので、早期に提出していただくか、e-Tax のご利用をお願いいたします。

また、提出の際は、「確定申告書等の提出（受付）名簿」（別添１）を添付していただきますよう、併せてご協力お願いいたします。

なお、提出の際、「税理士証票」や「職員身分証明書」によって、提出者の確認を求める場合がありますので、ご承知おきください。

（３）マイナンバー制度について　（総務課）

最新版のリーフレットを席上配付いたしますので、ご参照ください。

（４）国税専門官募集について　（総務課）

平成 27 年度において、別添２のとおり募集いたします。

申込みは原則インターネットで、平成 27 年４月１日（水）午前９時～４月 13 日（月）の間に行っていただきますが、インターネットでの申込みができない場合等は平成 27 年４月１日（水）～４月２日（木）に書面での提出も可能です。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

なお、署総務課にも募集案内パンフレットを用意いたします。

（５）期限内納付指導及び振替納税の利用推進について　（管理運営部門）

| | 申告期限・納期限 | 口座振替日 |
|---|---|---|
| 所得税及び<br>復興特別所得税 | ３月 16 日（月） | ４月 20 日（月） |
| 消費税及び地方消費税<br>（個人事業者） | ３月 31 日（火） | ４月 23 日（木） |
| 贈与税 | ３月 16 日（月） | |

租税収納の確保と滞納の未然防止の観点から、顧問先に対する期限内納付指導及び振替納税の利用勧奨をお願いいたします。

（６）国外財産調書の提出について　（個人課税部門）

別添３参照

平成 26 年１月から「国外財産制度」が施行され、居住者（非永住者の方は除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量などを記載した国外財産調書を提出しなければならないこととされています。

なお、平成 26 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方の国外財産調書の提出期限は、平成 27 年３月 16 日（月）ですので、該当する関与先がございましたら、ご指導をよろしくお願いいたします。

（７）税理士会等研修資料「新しい相続税・贈与税（平成 25 年度改正を中心として）」の配付について　（資産課税部門）

改正相続税法等に関する研修を昨年の 12 月までに行う予定でしたが、研修会場及び研修時間等の確保ができないため研修を実施することができませんでした。

つきましては、国税局で作成した別添研修資料を執務の参考にしていただきたく配付いたします。

添付書類

１「確定申告書等の提出（受付）名簿」　（総務課）

２「平成 27 年度国税専門官採用試験要綱」　（総務課）

３「ご存じですか？「国外財産調書」」　（個人課税部門）

席上配付資料

「社会保障・税番号制度の早わかり」　（総務課）

「法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・税番号制度の概要」　（総務課）

「新しい相続税・贈与税（平成25年度改正を中心として）」　（資産課税部門）

「個人事業税に関する照会文書の送付について」　（県税事務所）

平成27年２月９日（月）開催

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

別添資料１～３

別添 1

税務署長　殿

| 提出税理士 | | |
|---|---|---|
| | 住所 | |
| | 氏名（名称） | |
| | 電話 | |

# 平成26年分　所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出（受付）名簿

| No. | 住　所（市区町村名） | 氏　名 | 提出書類 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所得税申告書 | 青色申告決算書 | 収　支内訳書 | 譲渡所得関係書類 | 贈与税申告書 | 消費税申告書 | 税理士法第30条の書面 | 税理士法第33条の2の書面 | 預貯金口座振替依頼書 | e－Tax添付書類 | | その他 |
| | | | | | | | | | | | | 所得税 | 贈与税 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

（注）1　確定申告書等の提出書類とともに２部（提出用及び控用）作成し提出してください。
2　「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
3　該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

別添２

# 平成27年度国税専門官採用試験要綱

■ 概　　要　国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集します。

■ 受験資格　1　昭和60年４月２日～平成６年４月１日生まれの者
2　平成６年４月２日以降生まれの者で次に掲げる者
（１）大学を卒業した者及び平成28年３月までに大学を卒業する見込みの者
（２）人事院が（１）に掲げる者と同等の資格があると認める者

■ 試験の程度　大学卒業程度

■ 申込み方法等　**【原則】インターネット申込み**
○次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
○受付期間
平成27年４月１日（水）午前９時～４月13日（月）［受信有効］

**【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参**
○提出先
希望する第１次試験地に対応する国税局又は沖縄国税事務所
○受付期間
平成27年４月１日（水）・４月２日（木）※通信日付印有効

■ 試　験　日　第１次試験日　平成27年６月７日（日）
第２次試験日　平成27年７月14日（火）～７月22日（水）のいずれか第１次試験合格通知書で指定する日時

■ 試　験　地　第１次試験地　高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか
第２次試験地　さいたま市ほか

■ 合格者発表日　第１次試験合格者　平成27年６月30日（火）午前９時
最終合格者　平成27年８月25日（火）午前９時

■ 問合せ先　○インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課　TEL：03-3581-5311　内線2332
午前９時30分から午後５時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

○上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係　TEL：048-600-3111　内線2097
午前８時30分から午後５時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

税務署からのお知らせ

# ご存じですか？「国外財産調書」

居住者（非永住者の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※　その年の翌年３月15日が、日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。

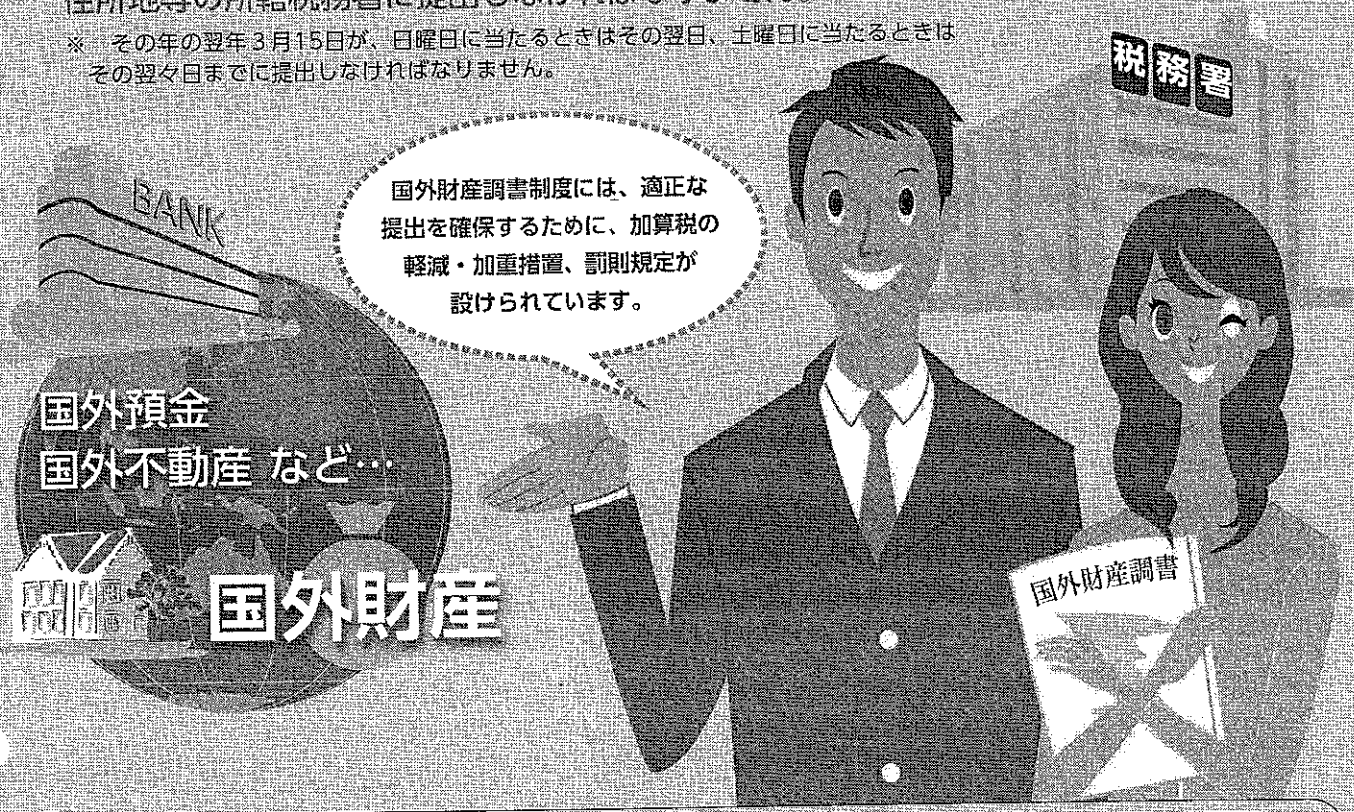


①国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5％軽減されます。

②国外財産調書を提出期限内に提出しなかった場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5％加重されます。

③国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています（※）。

※　平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

国外財産調書は、**e-Tax**でも提出することができます。

**詳しくは国税庁HPをご覧ください**

http://www.nta.go.jp

国税庁　国外財産　検索　クリック！

税務署

平成26年10月

# 「国外財産調書制度」のあらまし

## 制度の趣旨

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成 24 年度税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組みとして、「国外財産調書制度」が創設され、平成 26 年１月から施行されています。

## 制度の概要等

### ◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の ３月 15 日までに提出しなければなりません。

（注１）「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が５年以下である方をいいます。

（注２）「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

（例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在
・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

### ◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注）国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達やFAQ でご確認ください。

### ◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、国外財産調書の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注）「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、それ以外の用に供することをいいます。

### ◎ 所得税法上の「財産及び債務の明細書」との関係

国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しないこととされています。

# 新しい相続税・贈与税
# （平成25年度改正を中心として）

関東信越国税局　資産課税課

# 1　地価公示価格指数の推移と相続税の改正

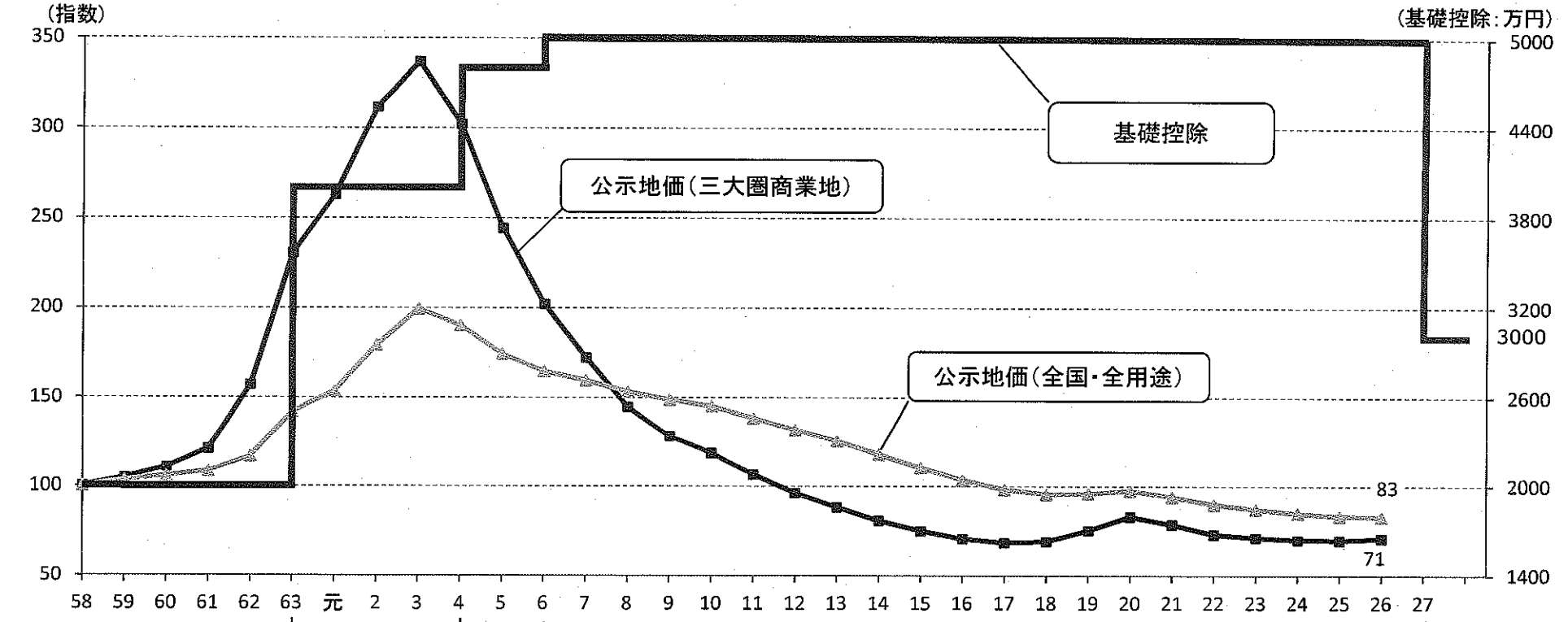


| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 基礎控除 | 2,000万円 ＋ 400万円 ×法定相続人数 | 4,000万円 ＋ 800万円 ×法定相続人数 | 4,800万円 ＋ 950万円 ×法定相続人数 | 5,000万円 ＋ 1,000万円 ×法定相続人数 | 3,000万円 ＋ 600万円 ×法定相続人数 |
| 税率構造（最高税率） | 14段階 | 13段階 | 13段階 | 9段階 | 6段階 | 8段階 |
| | （5億円超：75%） | （5億円超：70%） | （10億円超：70%） | （20億円超：70%） | （3億円超：50%） | （6億円超：55%） |

## 2　相続税の課税割合及び税収の推移

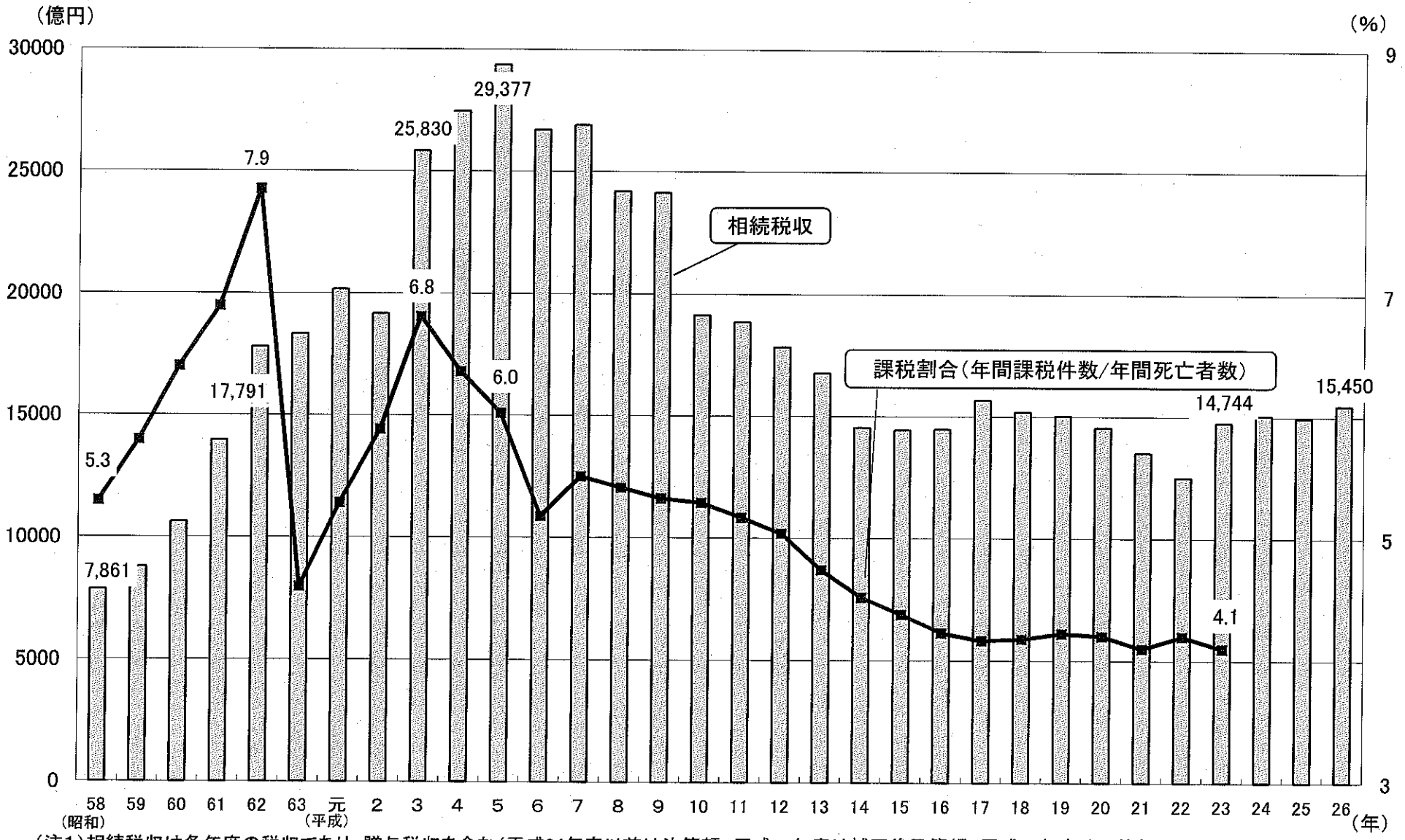


（注1）相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む（平成24年度以前は決算額、平成25年度は補正後予算額、平成26年度は予算額）。
（注2）課税件数は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」（厚生労働省）による。

# 3　贈与税の課税件数と納付税額の推移

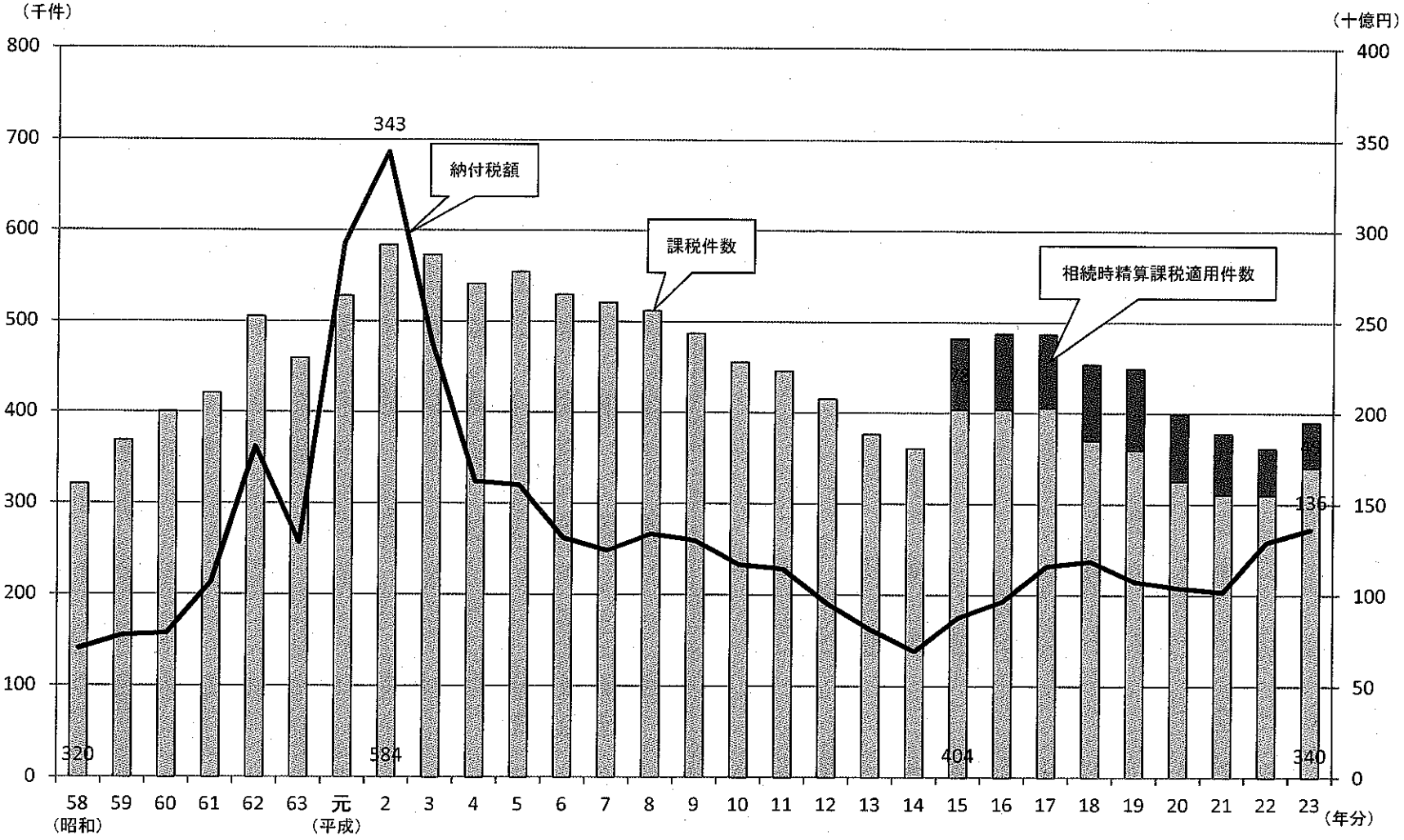


（注）各計数は「国税庁統計年報書」による。

## 4　平成25年度税制改正による主な改正項目

### 相続税法の改正

① 相続税の基礎控除の引下げ

（5000万円+1000万円×法定相続人数
⇒　3000万円+600万円×法定相続人数）

② 相続税・贈与税の税率構造の見直し

（10%から50%までの累進税率（6段階）
⇒　10%から55%までの累進税率（8段階））

③ 未成年者控除・障害者控除の見直し

④ 相続時精算課税の見直し

（贈与者の年齢要件　65歳以上 ⇒ 60歳以上）

⑤ 特別障害者に対する贈与税の非課税措置の改正

⑥ 納税義務の見直し

（国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものに係る納税義務の範囲を拡大）

⑦ 物納制度の改正

（管理処分不適格財産を追加）

### 租税特別措置法の改正

① 小規模宅地等の特例の改正

（特例の適用対象を拡充）

② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率特例の創設

（20歳以上の者に係る贈与税率を創設）

③ 相続時精算課税適用者の特例の創設

（受贈者の範囲に、20歳以上である孫を追加）

④ 事業承継税制の抜本的な見直し

（適用要件の緩和、負担の軽減、手続の簡素化の観点からの改正）

⑤ 教育資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の創設

⑥ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

⑦ 農地等・山林の納税猶予制度の改正

## 5　平成26年度税制改正による主な改正項目

### 相続税法の改正

① 相続税・贈与税の延納要件の改正

（担保を要さない税額の基準を緩和
50万円未満 ⇒ 100万円以下）

② 退職手当金等とみなされる給付の範囲の見直し

（厚生年金保険法の改正及び公的年金一元化法等の施行に伴う追加）

③ 公益目的事業を行う者の範囲の改正

（相続税法12①三に規定する者の範囲に、認定こども園を設置運営する者等を追加）

### 租税特別措置法の改正

① 医療法人の持分に係る納税猶予等の創設

（持分なし医療法人への移行を促進させる施策として、相続税及び贈与税について措置）

② 農地等に係る納税猶予の改正

（特例適用農地等を収用交換等により譲渡した場合の特例の拡充）

③ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

（「要耐震改修住宅用家屋」を対象家屋に追加）

④ 国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置の改正

（特例の適用対象となる法人の範囲に、博物館等を設置運営する地方独立行政法人及び幼保連携型認定こども園を追加）

# 6　相続税の見直し

## ① 基礎控除の引下げ

【改正前】
5,000万円＋1,000万円×法定相続人数

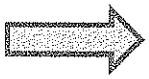

【改正後】
3,000万円＋600万円×法定相続人数

## ② 税率構造の見直し

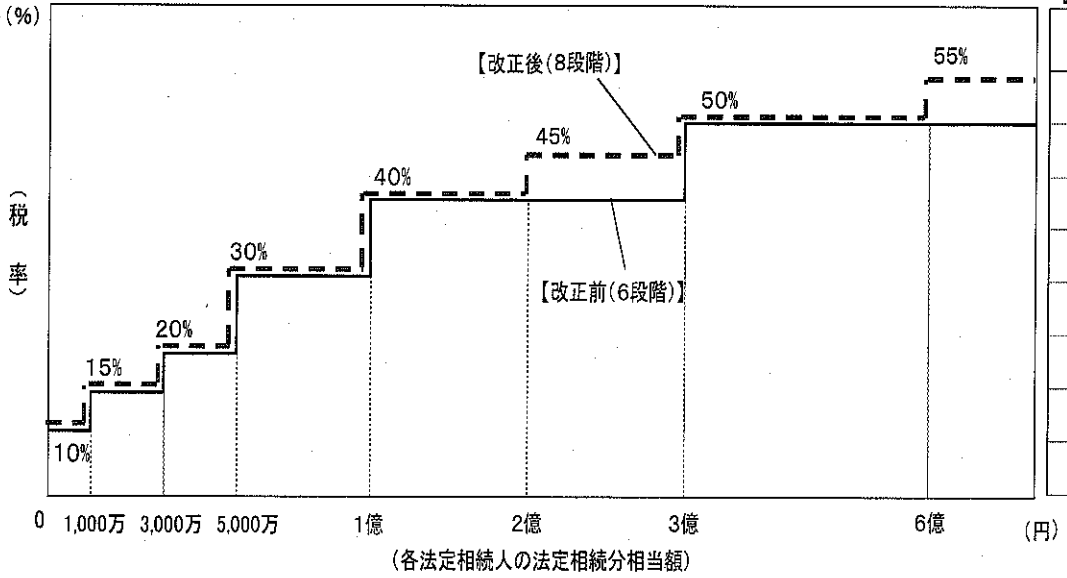


【参考】 相続税の速算表

| 法定相続分に応ずる取得金額 | 改正前 | | 改正後 | |
|---|---|---|---|---|
| | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 |
| 1,000 万円 以下 | 10 % | 0 万円 | 10 % | 0 万円 |
| 3,000 万円 〃 | 15 % | 50 万円 | 15 % | 50 万円 |
| 5,000 万円 〃 | 20 % | 200 万円 | 20 % | 200 万円 |
| 1 億円 〃 | 30 % | 700 万円 | 30 % | 700 万円 |
| 2 億円 〃 | 40 % | 1,700 万円 | 40 % | 1,700 万円 |
| 3 億円 〃 | | | 45 % | 2,700 万円 |
| 6 億円 〃 | (3億円超) 50 % | 4,700 万円 | 50 % | 4,200 万円 |
| 6 億円 超 | | | 55 % | 7,200 万円 |

## ③ 未成年者控除・障害者控除の見直し

【改正前】

- 未成年者控除　6万円×20歳に達するまでの年数
- 障害者控除　6万円(特別障害者:12万円)×85歳に達するまでの年数

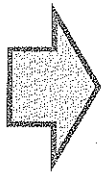

【改正後】

10万円×20歳に達するまでの年数

10万円(特別障害者:20万円)×85歳に達するまでの年数

(注) 平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用。

## 7　相続税の基礎控除及び税率構造の見直しによる負担増減表

〔25年度改正〕

| | | 改正前① | | 改正後② | | 差引 ②−① |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基礎控除 | | 5,000万円 ＋1,000万円×法定相続人数 | | 3,000万円 ＋600万円×法定相続人数 | | |
| 税率構造 | | 最高税率：50% 税率区分：6段階 | 負担割合 | 最高税率：55% 税率区分：8段階 | 負担割合 | |
| 相続税が課税される財産（基礎控除前）の価額 | 5,000万円 | 0円 | 0.0% | 10万円 | 0.2% | ＋10万円 |
| | 8,000万円 | 0円 | 0.0% | 175万円 | 2.2% | ＋175万円 |
| | 1億円 | 100万円 | 1.0% | 315万円 | 3.2% | ＋215万円 |
| | 2億円 | 950万円 | 4.8% | 1,350万円 | 6.8% | ＋400万円 |
| | 3億円 | 2,300万円 | 7.7% | 2,860万円 | 9.5% | ＋560万円 |
| | 5億円 | 5,850万円 | 11.7% | 6,555万円 | 13.1% | ＋705万円 |
| | 10億円 | 1億6,650万円 | 16.7% | 1億7,810万円 | 17.8% | ＋1,160万円 |
| | 20億円 | 4億　950万円 | 20.5% | 4億3,440万円 | 21.7% | ＋2,490万円 |

（注1）相続人は配偶者と子2人であり、法定相続分により相続したものとして、相続税額を計算。
（注2）改正後の制度は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用。

## 8　小規模宅地等の特例の見直し

### ① 居住用宅地の適用対象面積の見直し

【改正前】
上限　２４０㎡

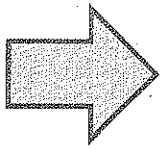

【改正後】
上限　３３０㎡

### ② 居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大

現行、限定的に併用が認められている居住用宅地と事業用宅地について、完全併用（それぞれの限度面積（居住用：330㎡（改正後）、事業用：400㎡））に適用を拡大（貸付用を除く。）。

【改正前】
限定併用
居住用：240㎡
事業用※：400㎡
繰入れ
⇒　最大 400㎡

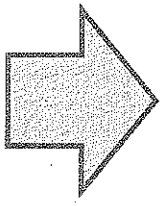

【改正後】
完全併用
居住用：330㎡
事業用※：400㎡
完全併用
⇒　最大 730㎡

※　事業用宅地とは、農機具置場、店舗の敷地（個人事業者）など。

### ③ 居住用宅地の適用要件の緩和

◆　二世帯住宅について、現行、建物内部で二世帯の居住スペースがつながっていないと、特例の適用ができなかったところ、構造上の要件を撤廃する。

◆　被相続人が老人ホームに入居した場合、老人ホームの終身利用権を取得しても空き家となっていた家屋の敷地については、特例の適用を認めることとする。

（注）平成27年1月1日（③については、平成26年1月1日）以後の相続又は遺贈について適用。

## 9　小規模宅地等の特例の見直し〔居住用宅地の適用要件の緩和:老人ホーム〕

老人ホームへの入居により空き家となった家屋の敷地に対する小規模宅地等の特例の適用について、近年、老人ホームの入居者や利用権を取得する契約形態が増加している状況を踏まえ、適用要件を緩和する。

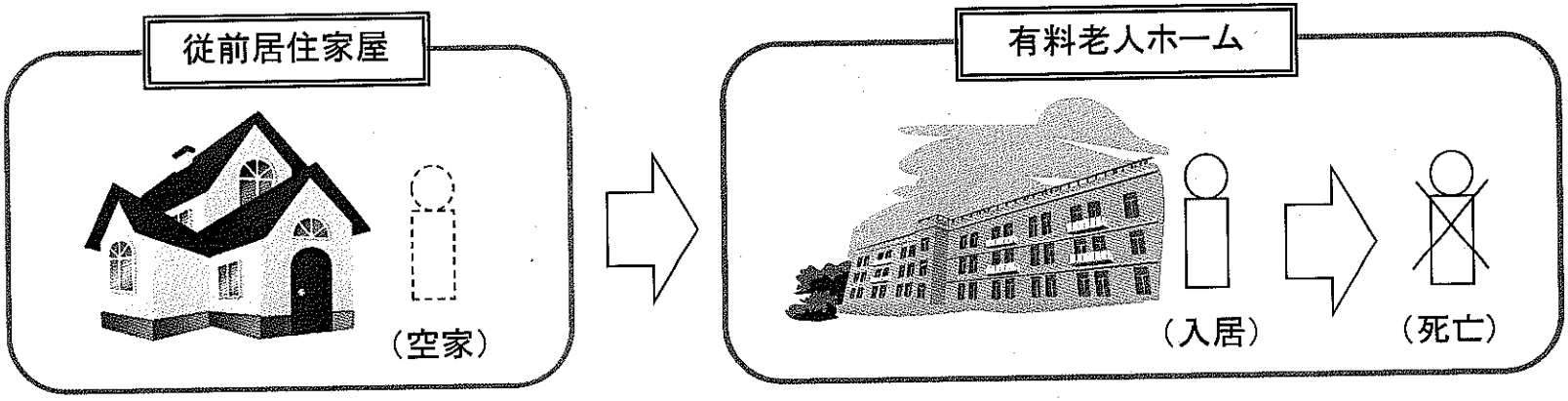


**原則**　相続開始の直前に居住している必要。

**特例**　以下の要件を満たせば適用が可能。

| 改　正　前 | 改　正　後 |
|---|---|
| ① 介護の必要のために入居したものであること<br>② 貸付けなど他の者の居住の用に供した事実がないこと | ① 介護の必要のために入居したものであること<br>② 貸付けなど他の者の居住の用に供した事実がないこと |
| ③ 空き家はいつでも生活できるよう維持管理されていること<br>④ 所有権又は終身利用権を取得していないこと | 廃　止 |

（注）改正後の制度は、平成26年1月1日以後の相続又は遺贈について適用。

## 10　小規模宅地等の特例の見直し〔居住用宅地の適用要件の緩和：二世帯住宅〕

【「構造上の区分がある二世帯住宅」を子が相続した場合】

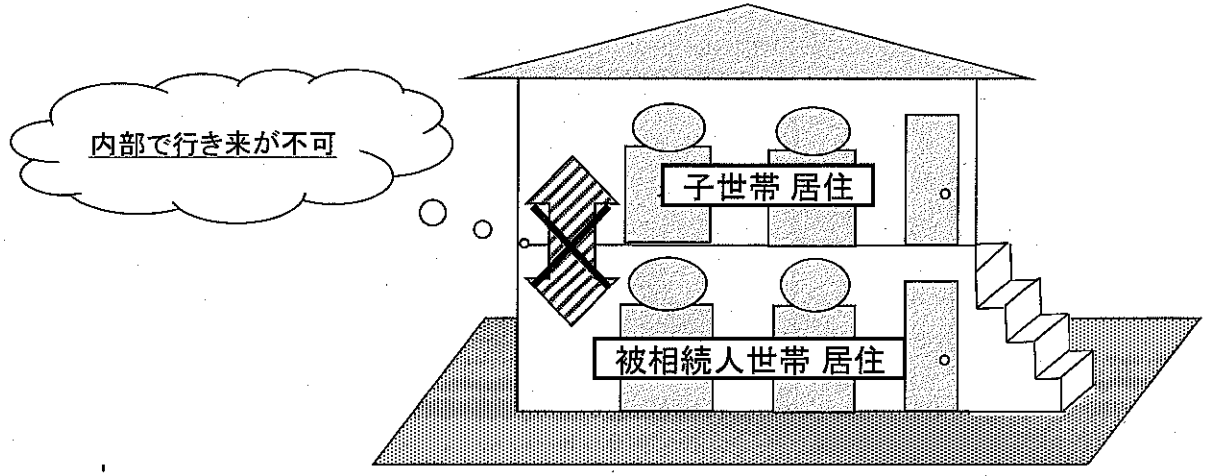


| 一般住宅 | 二世帯住宅 | | |
|---|---|---|---|
| | 改正前 | | 改正後 |
| 同　居：○ | 内部での行き来が可能な場合 | … 同居扱い：○ | ○（△80％） |
| 別　居：× | 内部での行き来が不可能な場合 | … 別居扱い：× | ○（△80％） |

※　子が被相続人と生計を別にしていた場合

（注）改正後の制度は、平成26年1月1日以後の相続又は遺贈について適用。

# 11　贈与税の見直し

## ① 税率構造の緩和(暦年課税)：子や孫等への税率を緩和

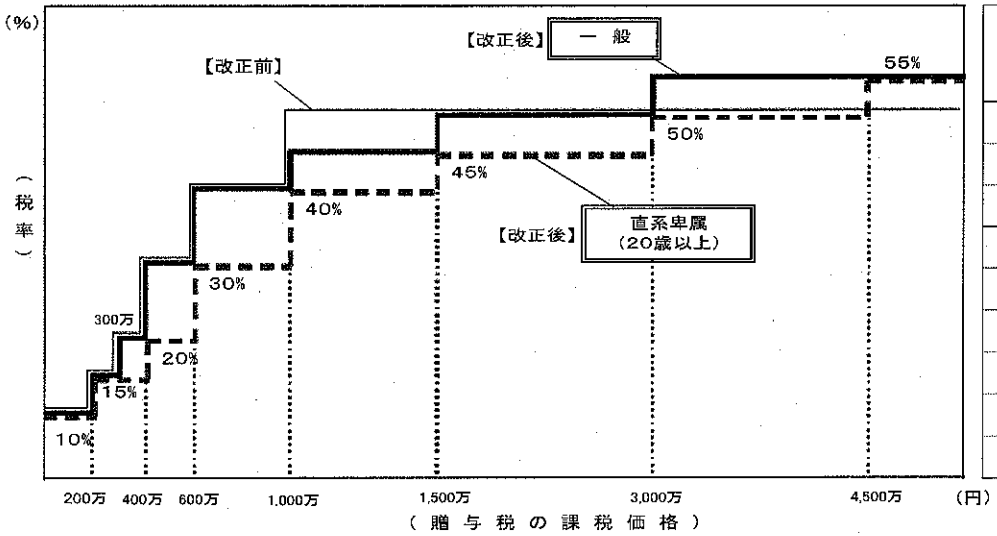


【参考】贈与税(暦年課税)の速算表

| 基礎控除後の課税価格 | 改正前 | | 改正後 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 直系卑属 | | 一般 | |
| | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 |
| 200万円以下 | 10% | 0万円 | 10% | 0万円 | 10% | 0万円 |
| 300万円〃 | 15% | 10万円 | 15% | 10万円 | 15% | 10万円 |
| 400万円〃 | 20% | 25万円 | | | 20% | 25万円 |
| 600万円〃 | 30% | 65万円 | 20% | 30万円 | 30% | 65万円 |
| 1,000万円〃 | 40% | 125万円 | 30% | 90万円 | 40% | 125万円 |
| 1,500万円〃 | (1,000万円超) 50% | 225万円 | 40% | 190万円 | 45% | 175万円 |
| 3,000万円〃 | | | 45% | 265万円 | 50% | 250万円 |
| 4,500万円〃 | | | 50% | 415万円 | (3,000万円超) 55% | 400万円 |
| 4,500万円超 | | | 55% | 640万円 | | |

## ② 相続時精算課税制度の対象者の見直し：孫への生前贈与をさらに行いやすくする

【改正前】

受贈者：20歳以上の 推定相続人

贈与者： 65歳以上 の者

【改正後】

20歳以上の 推定相続人及び孫

60歳以上 の者

※ 平成27年1月1日以後の贈与について適用。

## 12　贈与税の税率構造の見直しによる負担増減表（暦年課税）

| 贈与額 | 改正前 | 改正後 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 直系卑属（20歳以上） | | 一般 | |
| | | | 差引 | | 差引 |
| | ① | ② | ②－① | ③ | ③－① |
| （万円） | （万円） | （万円） | （万円） | （万円） | （万円） |
| 200 | 9 | 9.0 | ± 0 | 9.0 | ± 0 |
| 300 | 19 | 19.0 | ± 0 | 19.0 | ± 0 |
| 500 | 53 | 48.5 | ▲ 4.5 | 53.0 | ± 0 |
| 700 | 112 | 88.0 | ▲ 24.0 | 112.0 | ± 0 |
| 1,000 | 231 | 177.0 | ▲ 54.0 | 231.0 | ± 0 |
| 1,500 | 470 | 366.0 | ▲ 104.0 | 450.5 | ▲ 19.5 |
| 2,000 | 720 | 585.5 | ▲ 134.5 | 695.0 | ▲ 25.0 |
| 2,500 | 970 | 810.5 | ▲ 159.5 | 945.0 | ▲ 25.0 |
| 3,000 | 1,220 | 1,035.5 | ▲ 184.5 | 1,195.0 | ▲ 25.0 |

（参考）改正後の制度が改正前よりも負担増となる贈与額は、一般の場合が3,610万円超、直系卑属（20歳以上）の場合が8,410万円超である。

（注）改正後の制度は、平成27年1月1日以後の贈与について適用。

# 13　教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

## 制度の概要

- ○ 金融機関（注1）に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、贈与を受けた教育資金を預入。
  この資金について、子・孫ごとに1,500万円（注2）を非課税とする。
- ○ 教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- ○ 孫等が30歳に達するなどにより口座等は終了。
- ○ 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。

## 制度の流れ

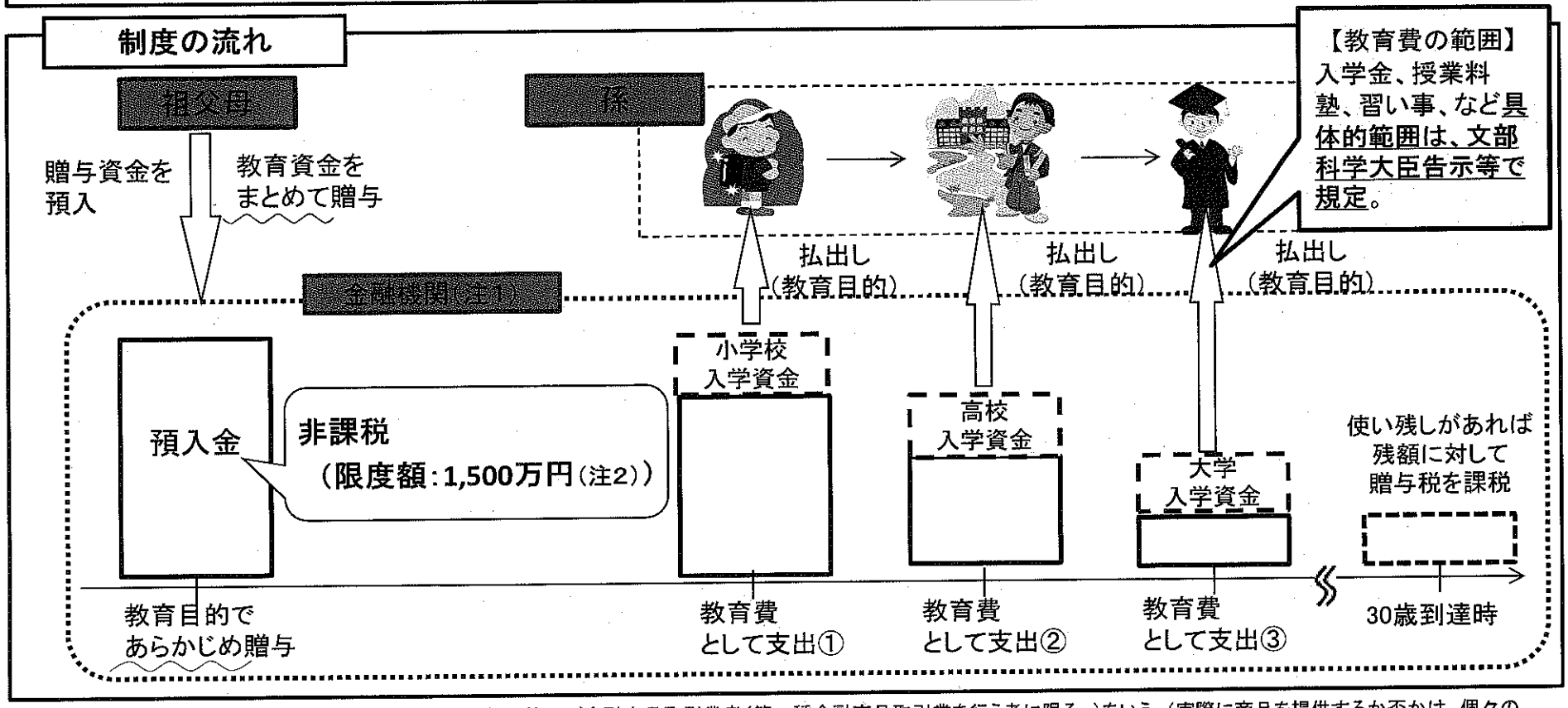


（注）1　金融機関とは、信託会社（信託銀行を含む。）、銀行等及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。（実際に商品を提供するか否かは、個々の金融機関の判断）
2　学校以外の者に支払われるものについては、500万円を限度とする。
3　贈与者の死亡前3年以内に教育資金の一括贈与が行われた場合であっても、その贈与された金銭等の価額は相続税の課税価格に加算されない（3年内贈与加算の適用除外）。

イ 「学校等」に直接支払われる入学金、授業料、その他の金銭

【学校等】

学校教育法に規定する幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校。その他これらに類する施設

【入学金、授業料、その他の金銭】

教育に係る役務の提供への対価又は教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費

ロ 「学校等以外の者」に教育に関する役務の提供等の対価として直接支払われる金銭（500万円枠）

【対象となる金銭】

学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動にかかる教育指導として社会通念上認められるものへの対価

【留意事項】

○ 合計で1500万円までが非課税

○ 金融機関に対し教育資金の支払いの事実を証するもの(領収書等)の提出が必要

## 15　事業承継税制の全体像

○　事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

### 相続税の納税猶予制度

○納税猶予税額は、後継者が納付すべき相続税のうち、株式等(※)に係る課税価額の80%に対応する額。

※　相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

### 贈与税の納税猶予制度

○納税猶予税額は、後継者が納付すべき贈与税のうち、株式等(※)に係る課税価額の全額に対応する額。

※　贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

○後継者が死亡した場合等には、猶予税額の納税を免除。

○申告期限から5年間は、次のような要件を満たして事業を継続することが必要。

① 後継者が代表者であること
② 株式等の継続保有
③ 雇用の8割維持
④ 上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社等に該当しないこと　等

# 16　事業承継税制（相続税）の流れ

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（平成20年10月1日施行）に基づく経済産業大臣の関与

**経産大臣の確認**

（事前確認）

⇒【改正後】廃止

相続開始

10ヶ月間

**経産大臣の認定**

・会社、後継者に関する要件の判定

－後継者が親族
　⇒【改正後】廃止

－先代経営者が役員を退任(注2)
　⇒【改正後】代表者退任で可

等

申告期限

5年間

**事業の継続**

・代表者であること

・株式等の保有継続

・雇用の維持
（毎年8割
⇒【改正後】5年平均で8割）

等

(注2)役員退任要件は贈与税の納税猶予制度の場合

**株式等の保有継続等**

**後継者の死亡等**(注1)

(注1)猶予税額が免除される「死亡」以外の例

○　会社の倒産や後継者への贈与

○　同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合（譲渡対価等を上回る税額を免除）

⇒【改正後】（以下を追加）

○　民事再生計画の認可決定等があった場合（再計算後の猶予税額等を上回る税額を免除）

申告・担保提供

後継者の相続税額のうち、議決権株式等(注3)の80%に対応する相続税の納税を猶予

(注3)発行済議決権株式等の2/3に達するまで

要件を満たさなくなった場合

全額納付(注4)

株式等を譲渡等した場合

譲渡等した部分に対応する猶予税額を納付(注4)

猶予税額の免除

(注4)　猶予税額の納付に併せて利子税を納付。
年3.6%〔特例：【改正前】年2.1%⇒【改正後】年0.9%（※）〕
※ 特例基準割合1．9%の場合（平成26年中は1．9%）

（注）改正後の制度は、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与（経産大臣の確認の廃止は平成25年4月1日以後の認定）に適用。
なお、利子税の軽減は平成26年1月1日以後の期間に適用。

# 17　事業承継税制の抜本的な見直し

## ○ 要件の緩和　～より多くの中小企業が活用できるように～

1. **後継者の親族内承継要件の廃止 ⇒ 優秀な番頭さんも後継者に**
   親族外の後継者への相続又は贈与の場合であっても、相続税・贈与税の納税猶予の適用対象とする。

2. **先代経営者に係る役員退任要件〔贈与税〕の緩和 ⇒ 先代経営者の知見も活用**
   (1) 先代経営者（贈与者）は、贈与時に代表者を退任すれば、贈与後に引き続き役員であっても贈与税の納税猶予の適用対象とする。
   (2) 役員である贈与者が認定会社から給与の支給等を受けた場合であっても、納税猶予の継続を可能とする。

3. **雇用確保要件の緩和 ⇒ 毎年の景気変動に配慮**
   現行の要件（「毎年8割以上確保」）を「5年間平均で8割以上確保」に緩和する。

## ○ 負担の軽減　～安心して制度を利用していただくために～

4. **納税猶予税額の再計算の特例の創設（猶予税額の一部免除）等 ⇒ 事業の再出発に配慮**
   民事再生計画等に基づき事業を再出発させる際に、納税猶予税額を再評価し、税額を一部免除する。

5. **納税猶予税額の計算方法の見直し ⇒ 猶予される税額が、より多くなるように**
   先代経営者の個人債務・葬式費用を相続税額の計算に反映されやすくする。

6. **利子税の負担軽減 ⇒ 利子税への不安を軽減**
   (1) 納税猶予期間に係る利子税率を引下げ（【改正前】年2.1% ⇒【改正後】年0.9%(平成26年中の利子税率)）
   (2) 納税猶予期間が5年を超える場合には、事業承継期間（5年間）の利子税を免除する。

# 17　事業承継税制の抜本的な見直し

## ○ 要件の緩和　～より多くの中小企業が活用できるように～

1. **後継者の親族内承継要件の廃止 ⇒ 優秀な番頭さんも後継者に**
   親族外の後継者への相続又は贈与の場合であっても、相続税・贈与税の納税猶予の適用対象とする。

2. **先代経営者に係る役員退任要件〔贈与税〕の緩和 ⇒ 先代経営者の知見も活用**
   (1) 先代経営者（贈与者）は、贈与時に代表者を退任すれば、贈与後に引き続き役員であっても贈与税の納税猶予の適用対象とする。
   (2) 役員である贈与者が認定会社から給与の支給等を受けた場合であっても、納税猶予の継続を可能とする。

3. **雇用確保要件の緩和 ⇒ 毎年の景気変動に配慮**
   現行の要件（「毎年8割以上確保」）を「5年間平均で8割以上確保」に緩和する。

## ○ 負担の軽減　～安心して制度を利用していただくために～

4. **納税猶予税額の再計算の特例の創設（猶予税額の一部免除）等 ⇒ 事業の再出発に配慮**
   民事再生計画等に基づき事業を再出発させる際に、納税猶予税額を再評価し、税額を一部免除する。

5. **納税猶予税額の計算方法の見直し ⇒ 猶予される税額が、より多くなるように**
   先代経営者の個人債務・葬式費用を相続税額の計算に反映されやすくする。

6. **利子税の負担軽減 ⇒ 利子税への不安を軽減**
   (1) 納税猶予期間に係る利子税率を引下げ（【改正前】年2.1% ⇒【改正後】年0.9%(平成26年中の利子税率)）
   (2) 納税猶予期間が5年を超える場合には、事業承継期間（5年間）の利子税を免除する。

# 18　改正医療法に伴う医療法人の移行（平成18年医療法改正）

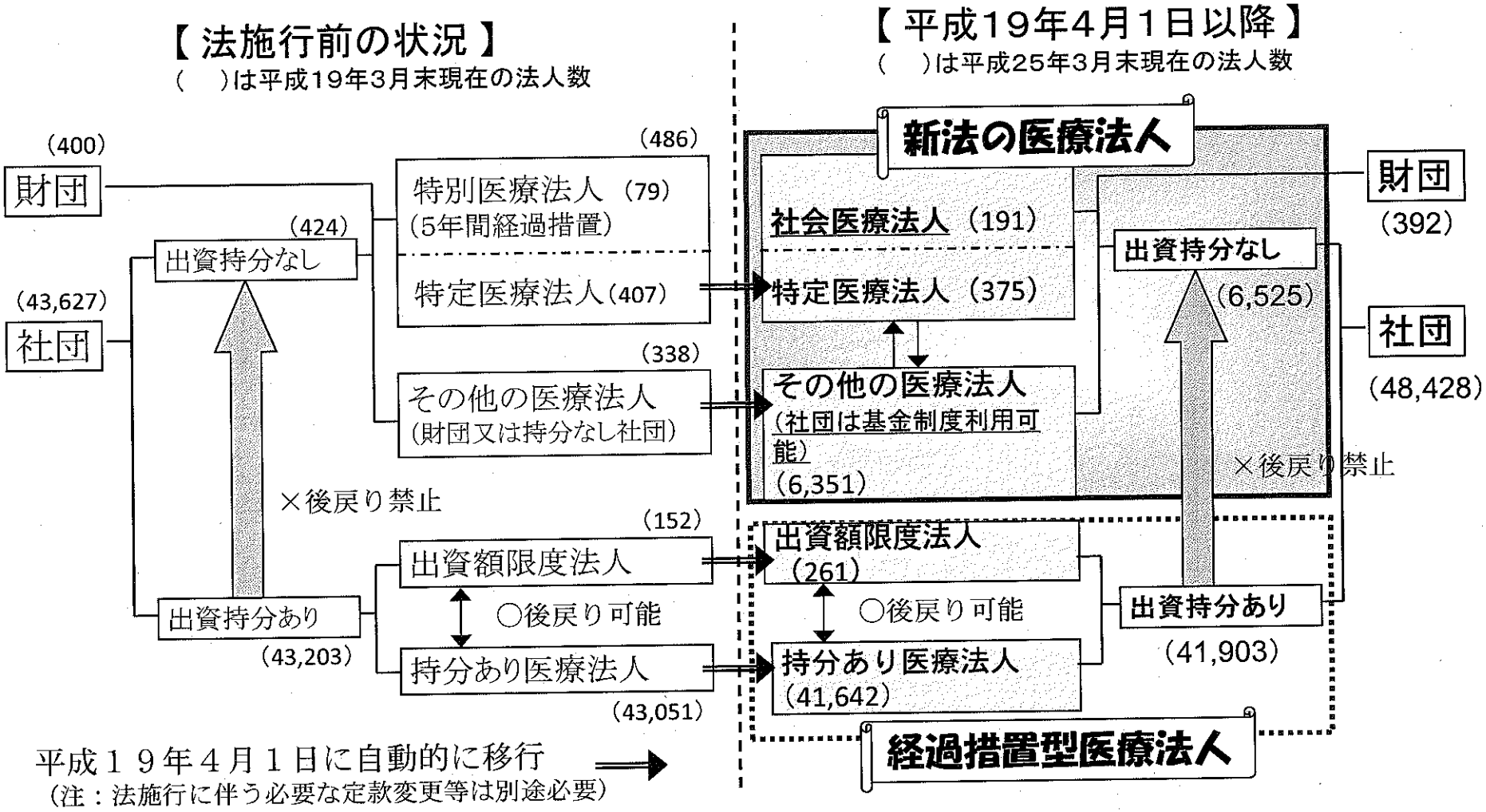


**平成１９年４月以降設立できる医療法人は、新法の医療法人のみ**

・経過措置型医療法人（旧法の医療法人）を平成１９年４月以降設立することは不可
・持分あり医療法人から出資額限度法人への定款変更は平成１９年４月以降も可能

# 19　医療法人の持分の相続・放棄による移転のイメージ

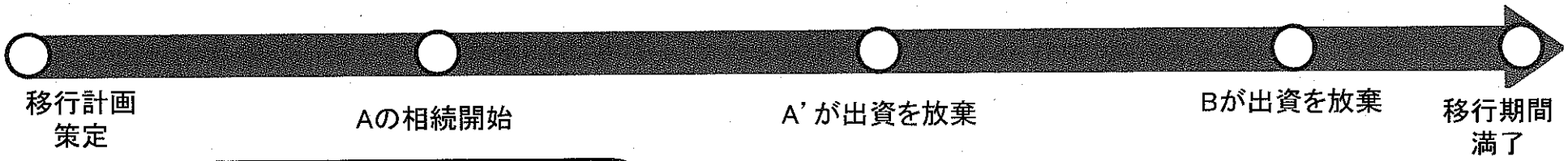


○　相続人A’の放棄により、残存出資者（B、C、D）には、みなし贈与課税が発生（贈与税の納税猶予適用可）。
○　残存出資者が放棄をしたときに、猶予税額を免除する。

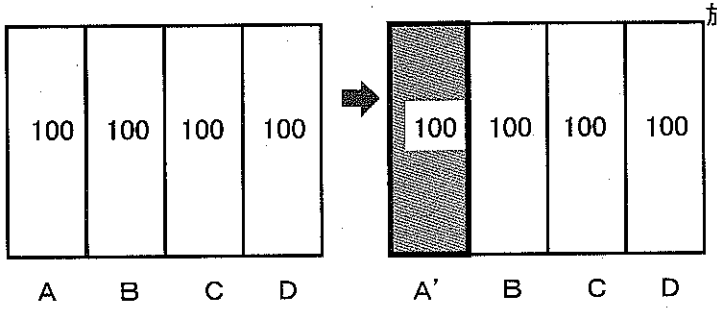


A’が相続し、相続税の納税猶予を適用

| | A’ | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 相 | 100 | — | — | — |
| 贈 | — | — | — | — |

A’が
放棄をした場合

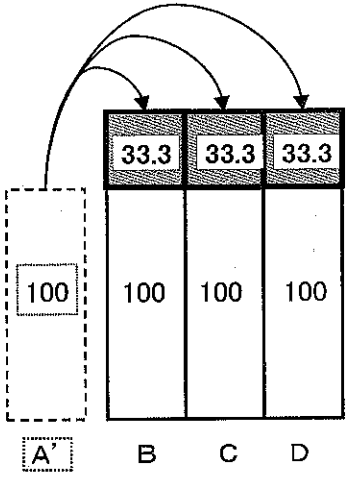


残存出資者に対してみなし贈与課税、残存出資者は贈与税の納税猶予を適用

| | A’ | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 相 | 免除 | — | — | — |
| 贈 | — | 33.3 | 33.3 | 33.3 |

Bが
放棄をした場合

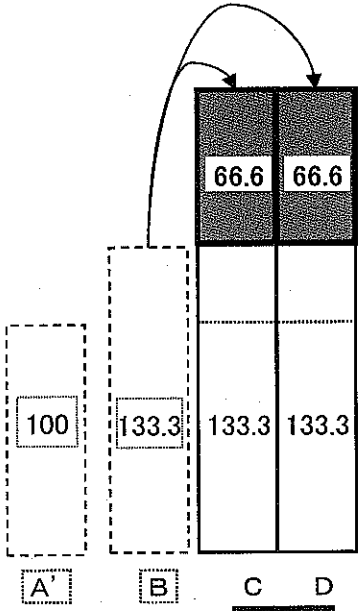


残存出資者に対してみなし贈与課税、残存出資者は贈与税の納税猶予を適用

| | A’ | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 相 | 免除 | — | — | — |
| 贈 | — | 免除 | 33.3<br>66.6 | 33.3<br>66.6 |

# 20　経済的利益についての贈与税の納税猶予又は税額控除のイメージ

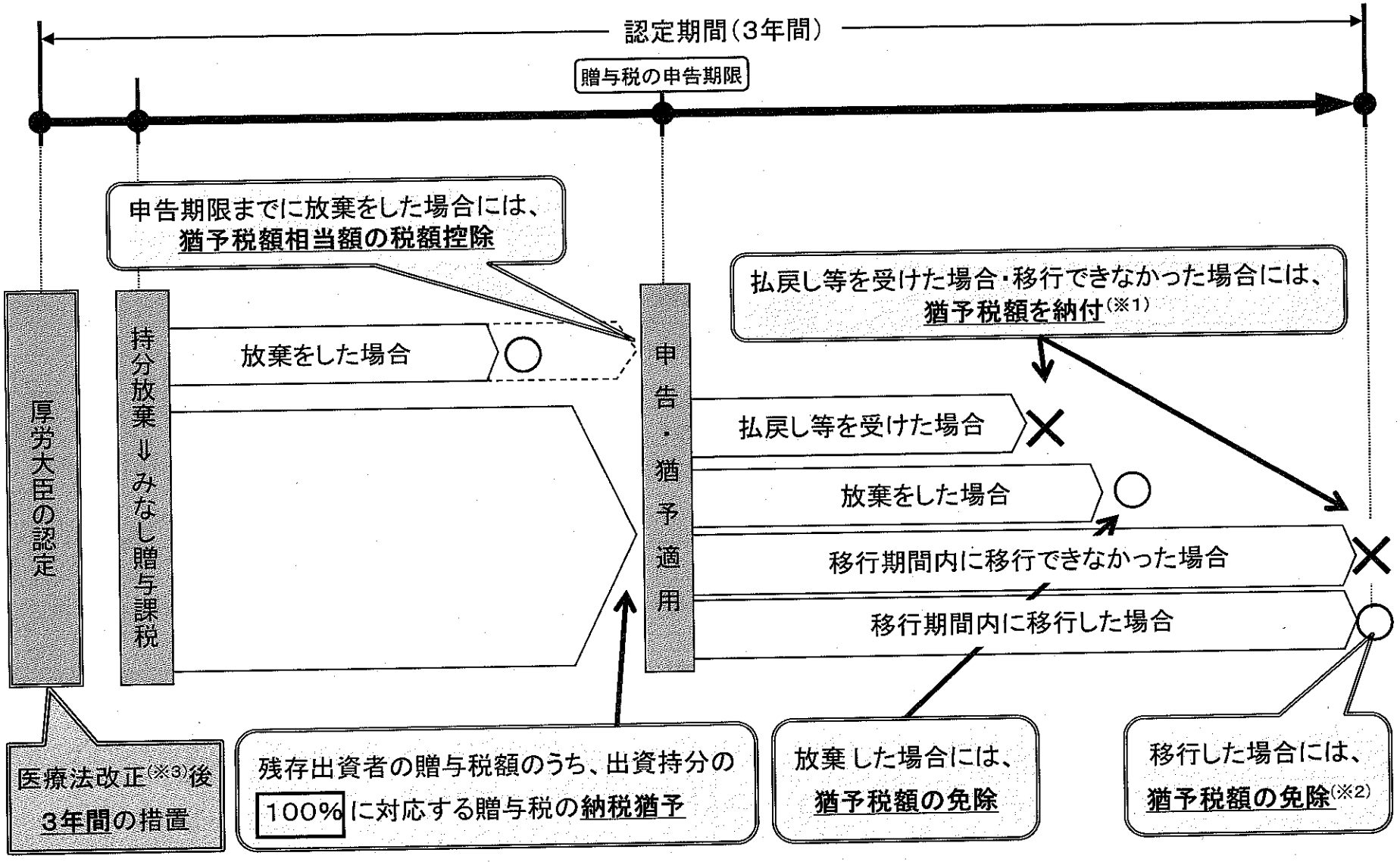


※1　猶予税額に併せて、利子税（年率6.6%【特例適用後1.7%】）を納付。
※2　「基金拠出型医療法人」へ移行した場合には、基金として拠出した額に対応する猶予税額及び利子税を納付。
※3　『良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）』の改正

# 21　持分についての相続税の納税猶予又は税額控除のイメージ

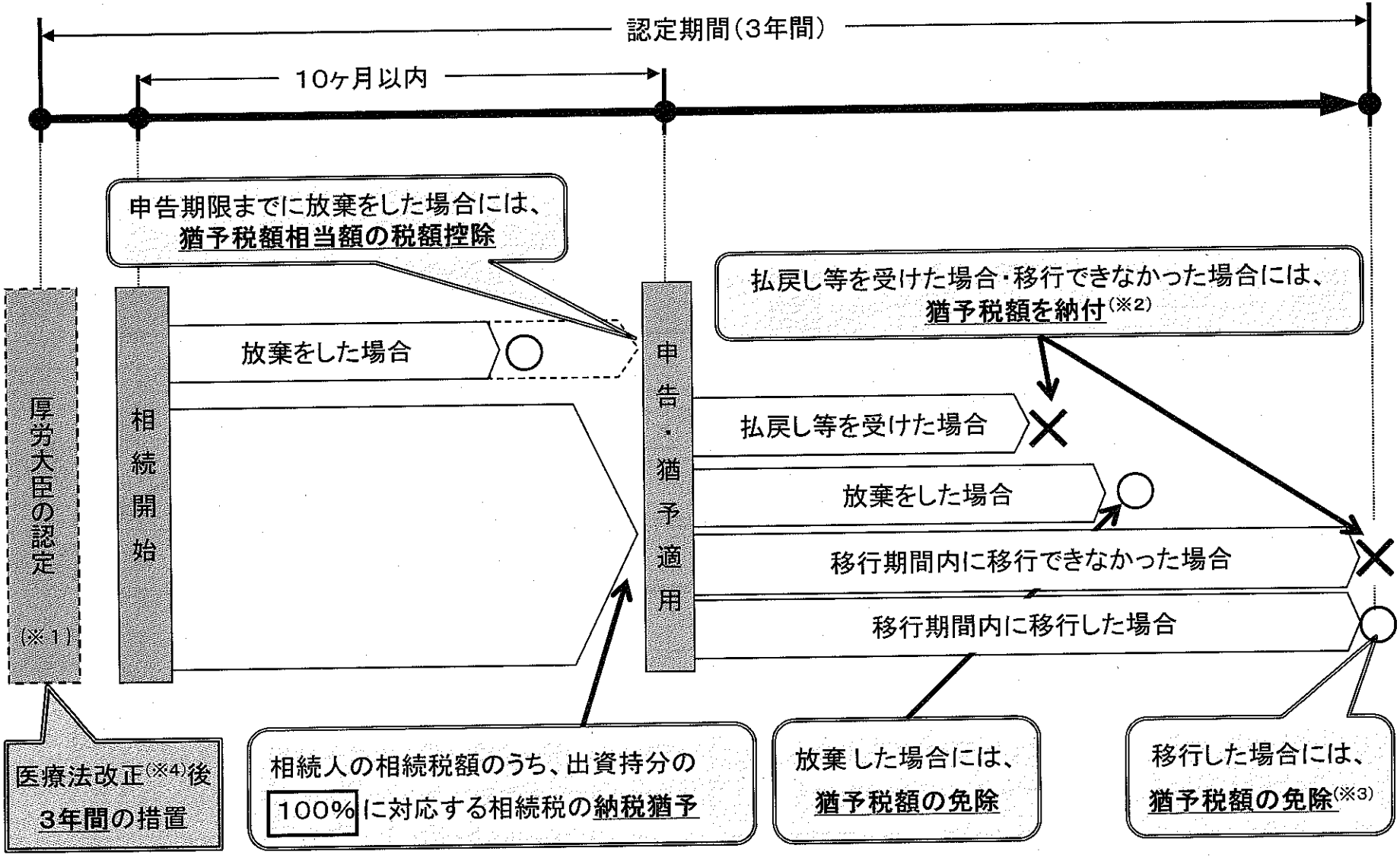


※１　①相続開始前、又は②相続開始後申告期限までに「厚労大臣の認定」を受けなければならない。
※２　猶予税額に併せて、利子税（年率6.6%【特例適用後1.7%】）を納付。
※３　「基金拠出型医療法人」へ移行した場合には、基金として拠出した額に対応する猶予税額及び利子税を納付。
※４　『良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）』の改正

# 相続税額の試算（平成26年・27年比較）

県庁所在市の主要駅から徒歩15分程度（約１km）の地域に居宅（敷地330㎡（約100坪）（※１））を所有している場合の相続税額を平成26年・27年について比較する。

なお、敷地以外の財産は、家屋500万円、金融資産等4,000万円（※２）とした。

※１　さいたま市は、250㎡（約75坪）とした。
※２　金融資産等の金額は、平成24年分相続税の課税対象となった者の現金・預貯金及び株式の申告価 額の一人当たり平均額の50％程度とした。

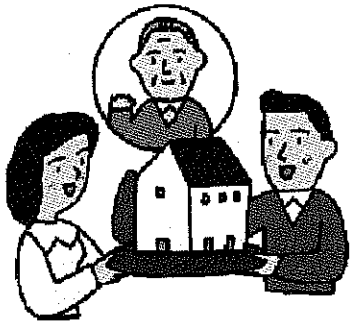

## Ⅰ　茨城県水戸市梅香（ばいこう）２丁目のケース

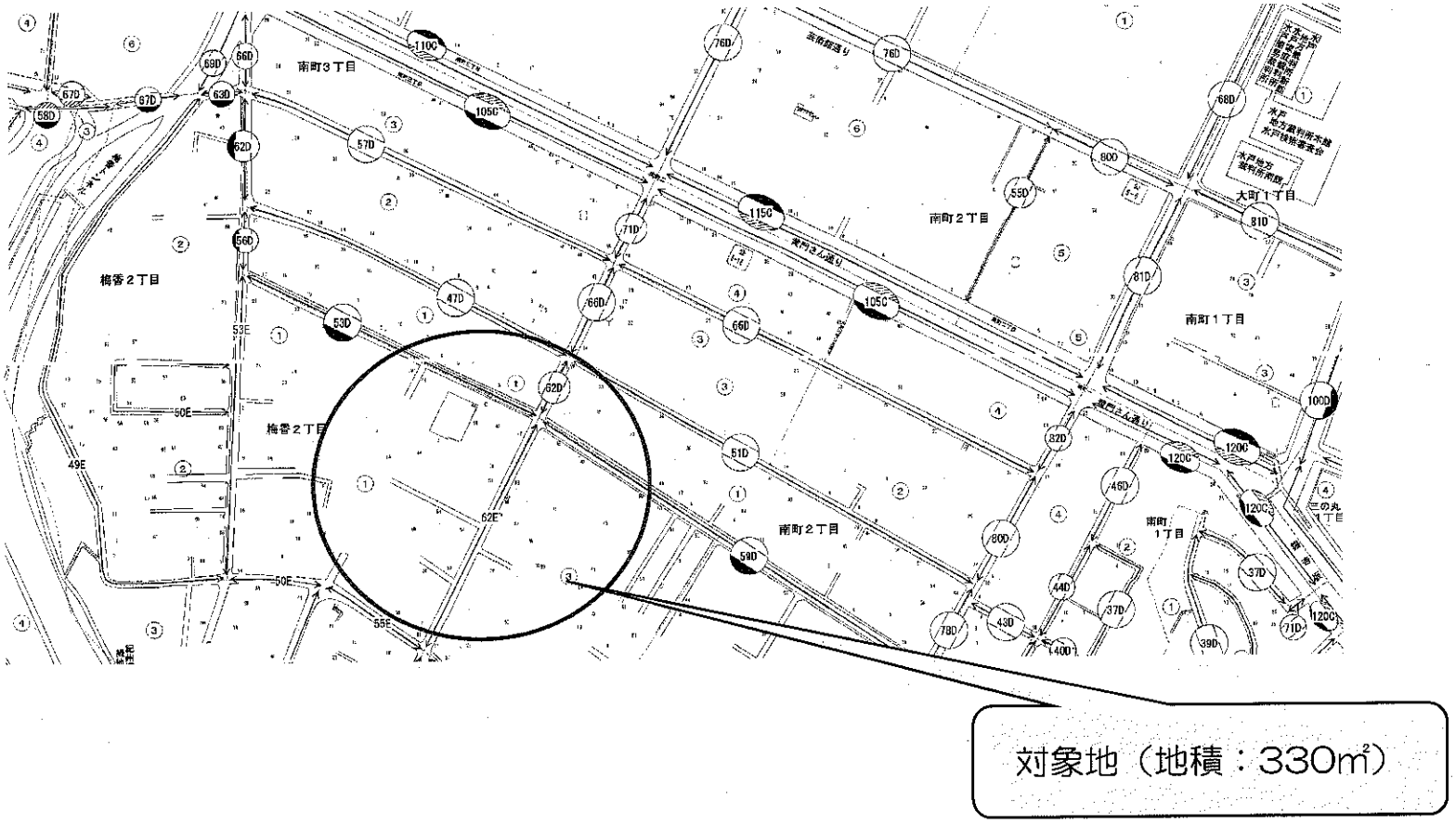

## 1 財産の合計

| | | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|
| 土　地 | ① | 小規模宅地の特例適用前の価額 | 2,046万円（※１） | 2,046万円（※１） |
| | ② | 特例適用により減額される金額 | 1,190.4万円（※２） | 1,636.8万円（※２） |
| | ③ | 課税価格に算入する価額（①－②） | 855.6万円 | 409.2万円 |
| 家　　屋 | | | 500万円 | 500万円 |
| その他の財産 | | | 4,000万円 | 4,000万円 |
| 合　　計 | | | 5,355.6万円 | 4,909.2万円 |

| | | （路線価（１㎡当たり）） | | （地積） |
|---|---|---|---|---|
| ※１　小規模宅地の特例適用前の価額 | ＝ | 62,000円 | × | 330㎡ |

※２　特例適用により減額される金額は次のとおり計算した。

平成26年　　1,190.4万円＝2,046万円×240㎡／330㎡×100分の80

平成27年　　1,636.8万円＝2,046万円×330㎡／330㎡×100分の80

## 2　税金の計算

基礎控除は、妻及び子2人で計算する。

| 区分等 | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|
| ① | 課税価格 | 5, 355. 6万円 | 4, 909. 2万円 |
| ② | 基礎控除 | 8, 000万円 | 4, 800万円 |
| ③ | ①－② | － | 109. 2万円 |
| ④ | 算出税額の合計 | 0円 | 109, 200円 |
| ⑤ | 納付税額の合計 | 0円 | 54, 600円 |

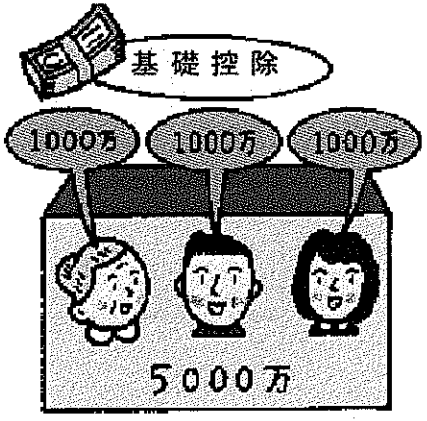


※1　財産は、法定相続分（妻2分の1、子4分の1）で取得したこととして計算している。
※2　妻の納付税額は、配偶者の税額軽減により0円となる。

平成27年から基礎控除は3,000万円＋600万円×法定相続人数となります。

## Ⅱ　栃木県宇都宮市城東２丁目のケース

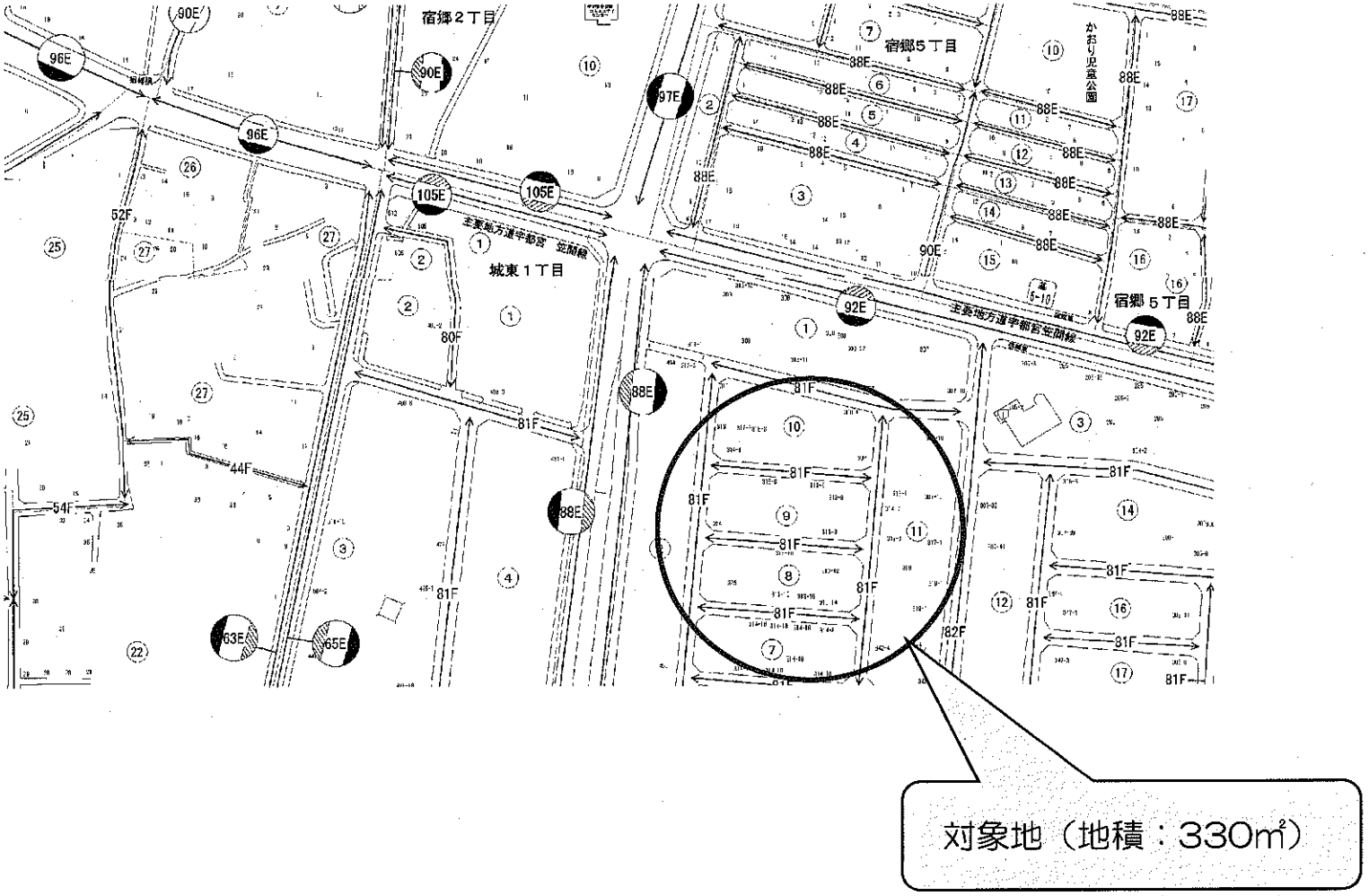

## 1　財産の合計

| | | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|
| 土　地 | ① | 小規模宅地の特例適用前の価額 | 2,673万円（※1） | 2,673万円（※1） |
| | ② | 特例適用により減額される金額 | 1,555.2万円（※2） | 2,138.4万円（※2） |
| | ③ | 課税価格に算入する価額（①－②） | 1,117.8万円 | 534.6万円 |
| 家　　屋 | | | 500万円 | 500万円 |
| その他の財産 | | | 4,000万円 | 4,000万円 |
| 合　　計 | | | 5,617.8万円 | 5,034.6万円 |

| | | （路線価（1㎡当たり）） | | （地積） |
|---|---|---|---|---|
| ※1　小規模宅地の特例適用前の価額 | ＝ | 81,000円 | × | 330㎡ |

※2　特例適用により減額される金額は次のとおり計算した。

平成26年　　1,555.2万円＝2,673万円×240㎡／330㎡×100分の80

平成27年　　2,138.4万円＝2,673万円×330㎡／330㎡×100分の80

## 2　税金の計算

基礎控除は、妻及び子2人で計算する。

| 区分等 | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|
| ① | 課税価格 | 5,617.8万円 | 5,034.6万円 |
| ② | 基礎控除 | 8,000万円 | 4,800万円 |
| ③ | ①－② | － | 234.6万円 |
| ④ | 算出税額の合計 | 0円 | 234,500円 |
| ⑤ | 納付税額の合計 | 0円 | 117,200円 |

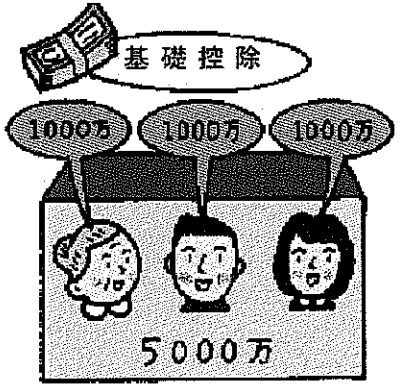


※1　財産は、法定相続分（妻2分の1、子4分の1）で取得したこととして計算している。
※2　妻の納付税額は、配偶者の税額軽減により0円となる。

平成27年から基礎控除は3,000万円＋600万円×法定相続人数となります。

## Ⅲ　群馬県前橋市南町（みなみちょう）２丁目のケース

# 1　財産の合計

| | | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|
| 土　地 | ① | 小規模宅地の特例適用前の価額 | 1,914万円（※１） | 1,914万円（※１） |
| | ② | 特例適用により減額される金額 | 1,113.6万円（※２） | 1,531.2万円（※２） |
| | ③ | 課税価格に算入する価額（①－②） | 800.4万円 | 382.8万円 |
| 家　　屋 | | | 500万円 | 500万円 |
| その他の財産 | | | 4,000万円 | 4,000万円 |
| 合　　計 | | | 5,300.4万円 | 4,882.8万円 |

| | | （路線価（１㎡当たり）） | | （地積） |
|---|---|---|---|---|
| ※１　小規模宅地の特例適用前の価額 | ＝ | 58,000円 | × | 330㎡ |

※２　特例適用により減額される金額は次のとおり計算した。

平成26年　　1,113.6万円＝1,914万円×240㎡／330㎡×100分の80

平成27年　　1,531.2万円＝1,914万円×330㎡／330㎡×100分の80

## 2　税金の計算

基礎控除は、妻及び子2人で計算する。

| 区分等 | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|
| ① | 課税価格 | 5, 300. 4万円 | 4, 882. 8万円 |
| ② | 基礎控除 | 8, 000万円 | 4, 800万円 |
| ③ | ①－② | － | 828, 000円 |
| ④ | 算出税額の合計 | 0 円 | 82, 800円 |
| ⑤ | 納付税額の合計 | 0 円 | 41, 400円 |

※1　財産は、法定相続分（妻2分の1、子4分の1）で取得したこととして計算している。
※2　妻の納付税額は、配偶者の税額軽減により0円となる。

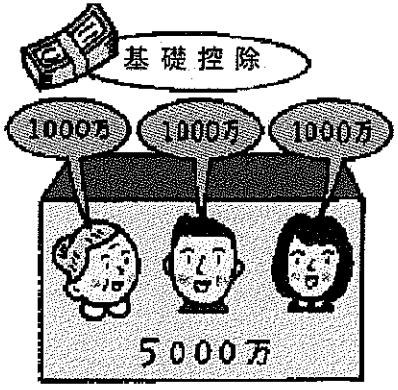


平成27年から基礎控除は3,000万円＋600万円×法定相続人数となります。

# Ⅳ　埼玉県さいたま市大宮区大成町（おおなりちょう）１丁目のケース

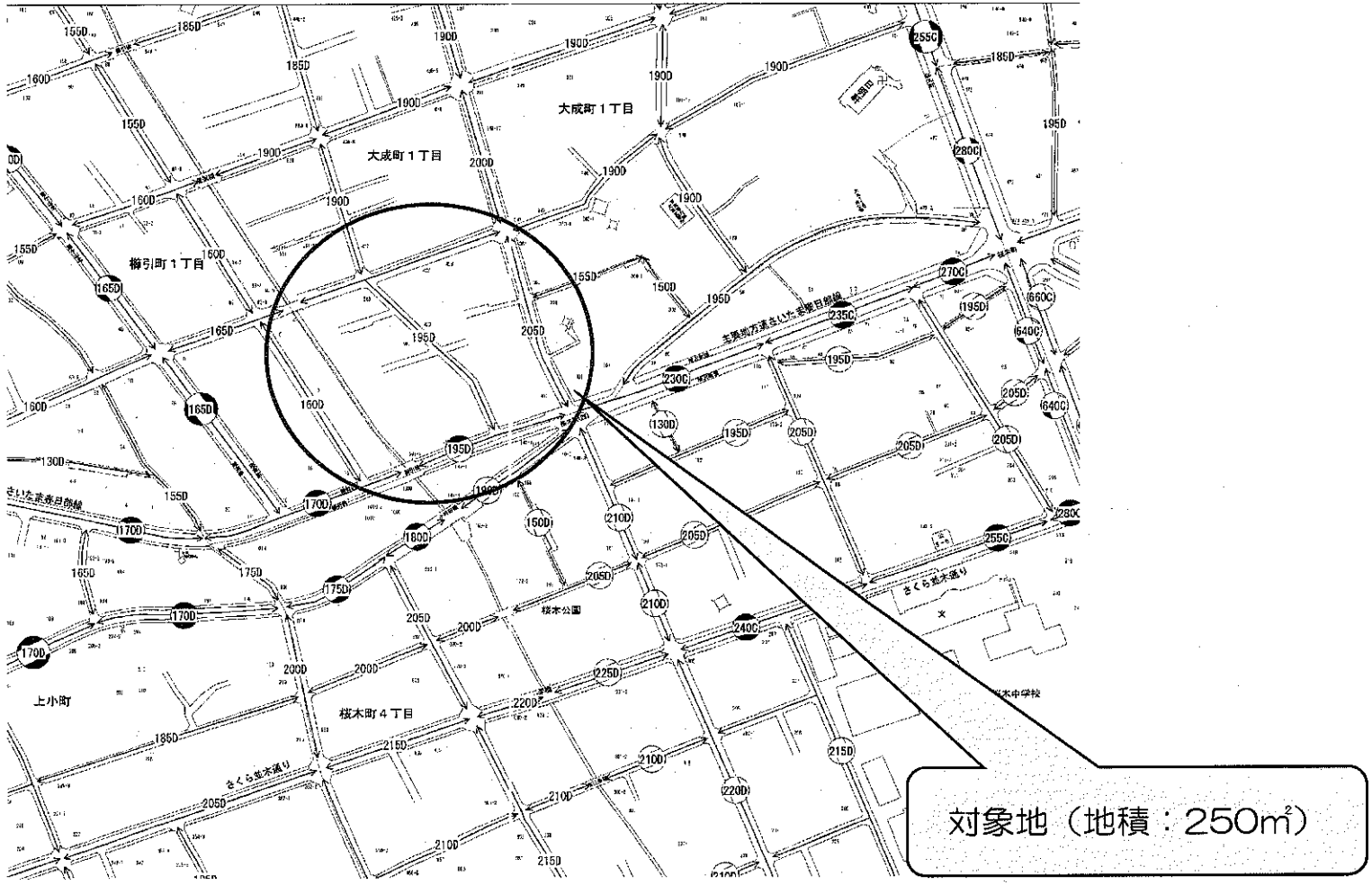

## 1　財産の合計

| | | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|
| 土　地 | ① | 小規模宅地の特例適用前の価額 | 4,875万円（※１） | 4,875万円（※１） |
| | ② | 特例適用により減額される金額 | 3,744万円（※２） | 3,900万円（※２） |
| | ③ | 課税価格に算入する価額（①－②） | 1,131万円 | 975万円 |
| 家　　屋 | | | 500万円 | 500万円 |
| その他の財産 | | | 4,000万円 | 4,000万円 |
| 合　　計 | | | 5,631万円 | 5,475万円 |

※１　小規模宅地の特例適用前の価額　＝　195,000円（路線価（１㎡当たり））　×　250㎡（地積）

※２　特例適用により減額される金額は次のとおり計算した。

平成26年　　3,744万円＝4,875万円×240㎡／250㎡×100分の80

平成27年　　3,900万円＝4,875万円×250㎡／250㎡×100分の80

## 2　税金の計算

基礎控除は、妻及び子2人で計算する。

| 区分等 | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|
| ① | 課税価格 | 5, 631万円 | 5, 475万円 |
| ② | 基礎控除 | 8, 000万円 | 4, 800万円 |
| ③ | ①－② | － | 675万円 |
| ④ | 算出税額の合計 | 0円 | 674, 900円 |
| ⑤ | 納付税額の合計 | 0円 | 337, 400円 |

※1　財産は、法定相続分（妻2分の1、子4分の1）で取得したこととして計算している。
※2　妻の納付税額は、配偶者の税額軽減により0円となる。

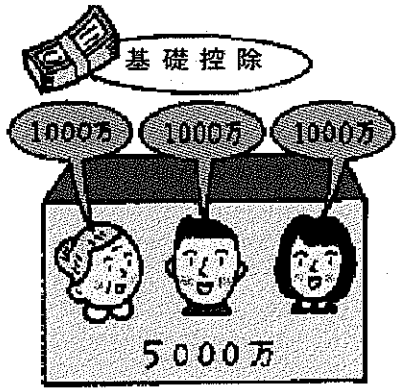


平成27年から基礎控除は3,000万円＋600万円×法定相続人数となります。

# Ⅴ　新潟県新潟市中央区米山（よねやま）５丁目のケース

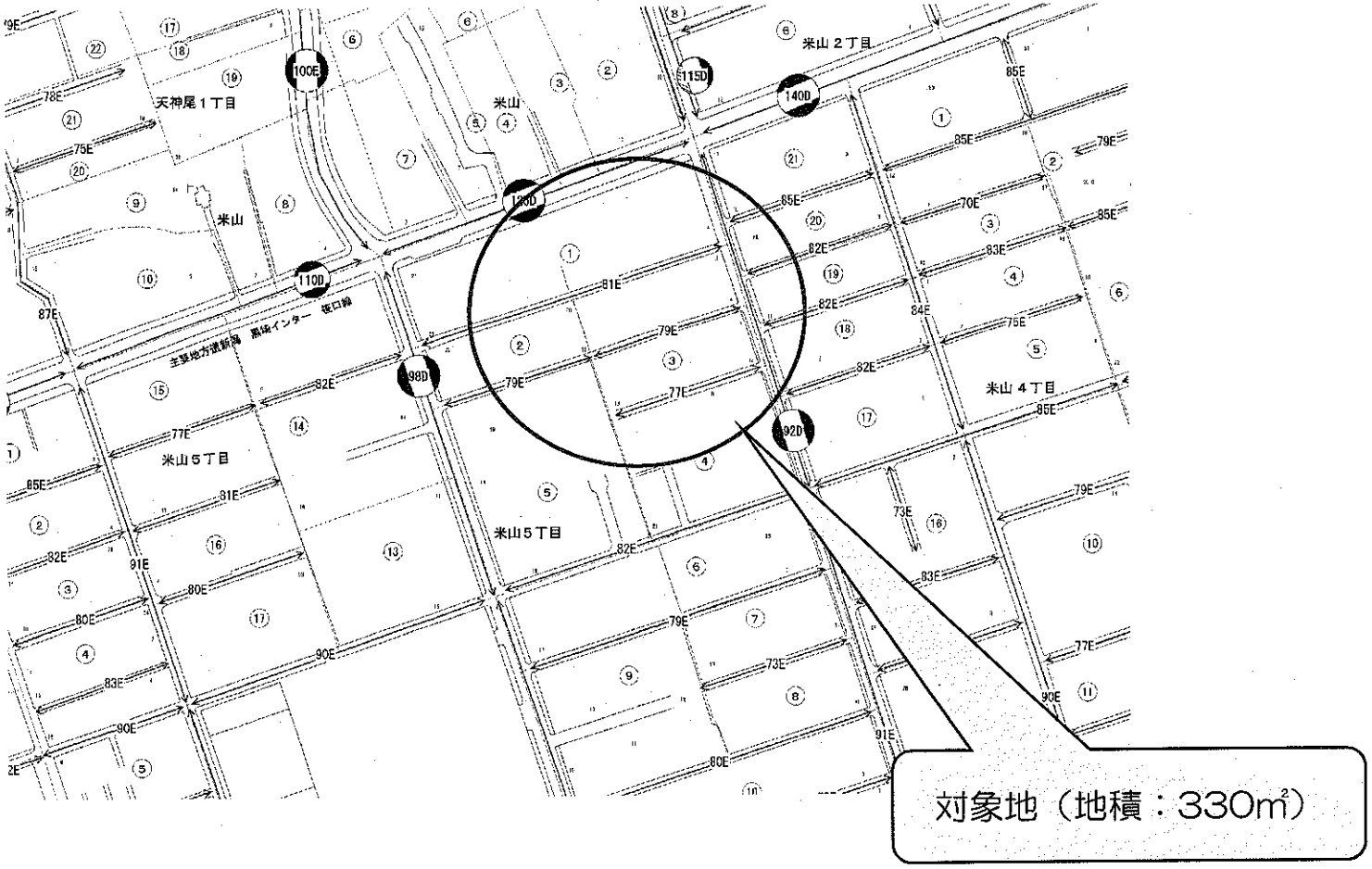

## 1 財産の合計

| | | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|
| 土　地 | ① | 小規模宅地の特例適用前の価額 | 2,607万円（※1） | 2,607万円（※1） |
| | ② | 特例適用により減額される金額 | 1,516.8万円（※2） | 2,085.6万円（※2） |
| | ③ | 課税価格に算入する価額（①－②） | 1,090.2万円 | 521.4万円 |
| 家　　屋 | | | 500万円 | 500万円 |
| その他の財産 | | | 4,000万円 | 4,000万円 |
| 合　　計 | | | 5,590.2万円 | 5,021.4万円 |

| | | （路線価（1㎡当たり）） | | （地積） |
|---|---|---|---|---|
| ※1　小規模宅地の特例適用前の価額 | ＝ | 79,000円 | × | 330㎡ |

※2　特例適用により減額される金額は次のとおり計算した。

平成26年　1,516.8万円＝2,607万円×240㎡／330㎡×100分の80

平成27年　2,085.6万円＝2,607万円×330㎡／330㎡×100分の80

## 2　税金の計算

基礎控除は、妻及び子2人で計算する。

| 区分等 | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|
| ① | 課税価格 | 5, 590. 2万円 | 5, 021. 4万円 |
| ② | 基礎控除 | 8, 000万円 | 4, 800万円 |
| ③ | ①－② | － | 221. 4万円 |
| ④ | 算出税額の合計 | 0円 | 221, 300円 |
| ⑤ | 納付税額の合計 | 0円 | 110, 600円 |

※1　財産は、法定相続分（妻2分の1、子4分の1）で取得したこととして計算している。
※2　妻の納付税額は、配偶者の税額軽減により0円となる。

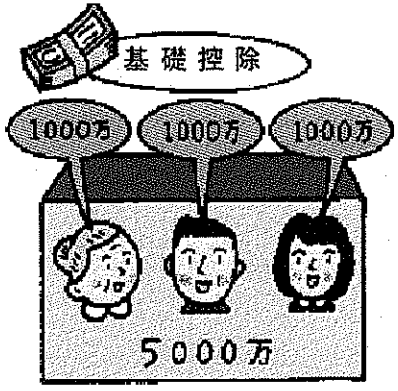


平成27年から基礎控除は3,000万円＋600万円×法定相続人数となります。

# Ⅵ　長野県長野市大字栗田のケース

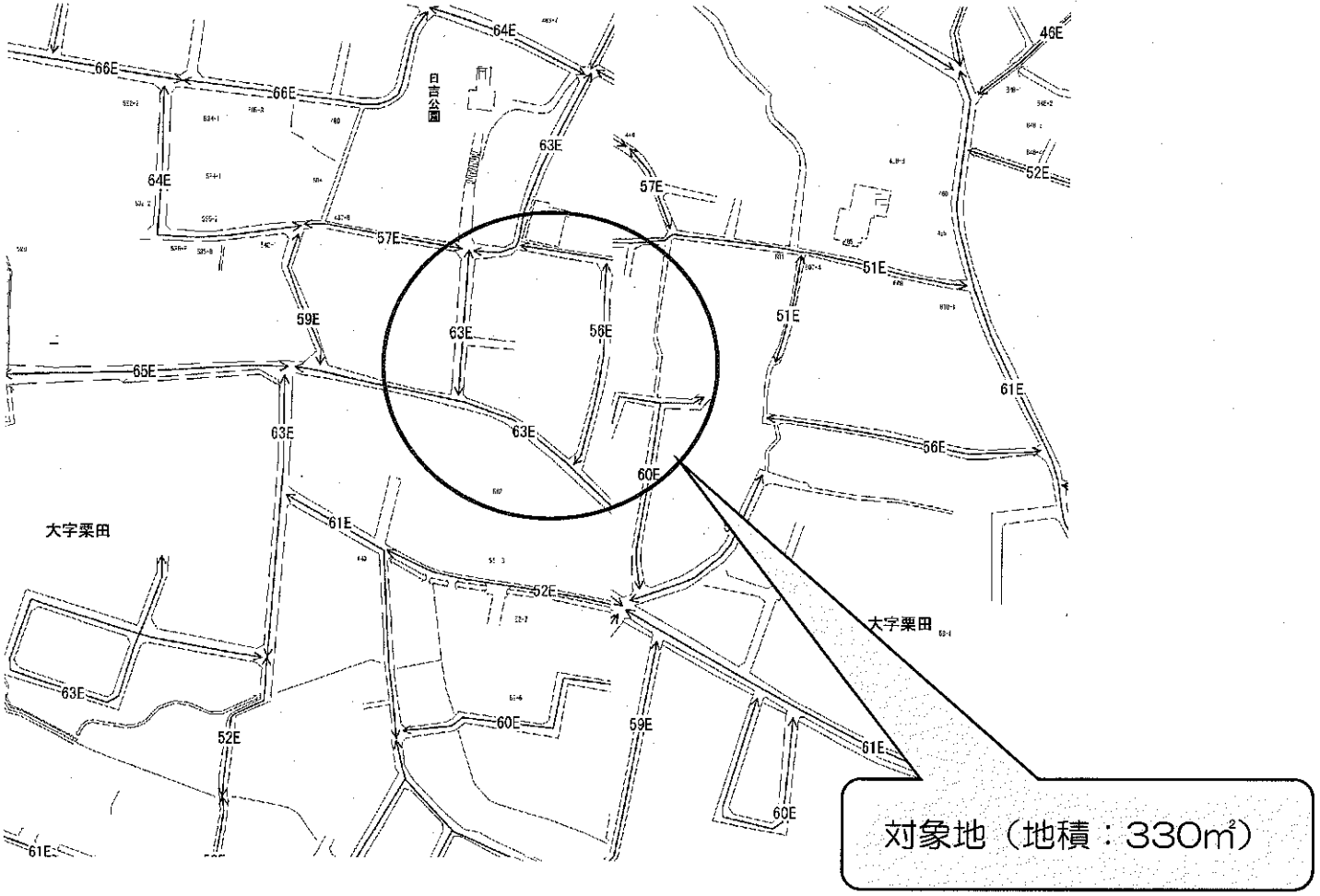

## 1　財産の合計

| | | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|
| 土　地 | ① | 小規模宅地の特例適用前の価額 | 2,079万円（※１） | 2,079万円（※１） |
| | ② | 特例適用により減額される金額 | 1,209.6万円（※２） | 1,663.2万円（※２） |
| | ③ | 課税価格に算入する価額（①－②） | 869.4万円 | 415.8万円 |
| 家　　屋 | | | 500万円 | 500万円 |
| その他の財産 | | | 4,000万円 | 4,000万円 |
| 合　　計 | | | 5,369.4万円 | 4,915.8万円 |

（路線価（１㎡当たり））　　（地積）

※１　小規模宅地の特例適用前の価額　＝　63,000円　×　330㎡

※２　特例適用により減額される金額は次のとおり計算した。

平成26年　　1,209.6万円＝2,079万円×240㎡／330㎡×100分の80

平成27年　　1,663.2万円＝2,079万円×330㎡／330㎡×100分の80

## 2　税金の計算

基礎控除は、妻及び子2人で計算する。

| 区分等 | | 平成26年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|
| ① | 課税価格 | 5,369.4万円 | 4,915.8万円 |
| ② | 基礎控除 | 8,000万円 | 4,800万円 |
| ③ | ①－② | － | 115.8万円 |
| ④ | 算出税額の合計 | 0円 | 115,700円 |
| ⑤ | 納付税額の合計 | 0円 | 57,800円 |

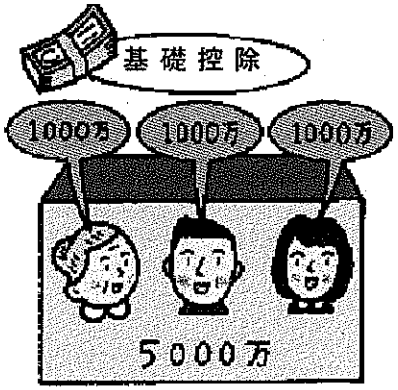


※1　財産は、法定相続分（妻2分の1、子4分の1）で取得したこととして計算している。
※2　妻の納付税額は、配偶者の税額軽減により0円となる。

平成27年から基礎控除は3,000万円＋600万円×法定相続人数となります。

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための

# 社会保障・税番号制度の概要

## 1　社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

具体的には、平成 28 年 1 月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

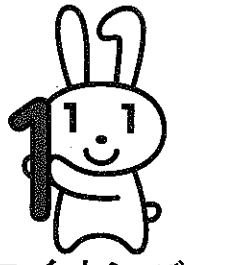


## 2　個人番号及び法人番号について

平成 27 年 10 月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に指定され、国税庁から通知されます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 法人番号の詳しい内容については、4ページをご覧ください。

## 3　個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

※ 個人番号利用事務実施者が適当と認めるものなどによる本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。（http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm）

**本人確認を行うときに使用する書類の例**

1　個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
2　通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

- 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

表面（例）

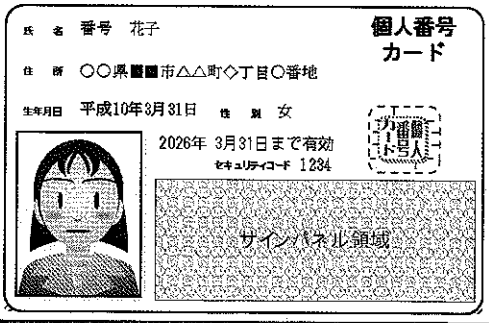


裏面（例）

このパンフレットの内容は、平成 26 年 11 月末現在の法令に基づいて作成しています。

# 法定調書に関する事務での取扱い

## 1　社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

### （1）法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書提出義務者は、平成 28 年1月1日以降の支払に係る法定調書に、原則として支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

### （2）支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認

法定調書提出義務者は、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う必要があります。

### （3）法定調書提出時の本人確認

法定調書提出義務者が個人事業主の場合は、法定調書を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示する必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付する必要があります。）。

## 2　社会保障・税番号制度導入後に提出する支払調書のイメージ

平成28年分　報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支払を受ける者 | 住所（居所）又は所在地 | 東京都千代田区霞が関○丁目×番地△号 | |
| | 氏名又は名称 | 国税　太郎 | 個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 |

| 区分 | 細目 | 支払金額 | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|
| 外交員報酬 | | 2,400,000円 | 98,016円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（摘要）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支払者 | 住所（居所）又は所在地 | 東京都千代田区大手町○丁目△番地□号 | |
| | 氏名又は名称 | 国税商事株式会社（電話）03-XXXX-XXXX | 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 |
| 整理欄 | ① | ② | |

法定調書には、左図のように番号欄が追加されます。

また、法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出する方の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

※　「個人番号又は法人番号」欄に 12 桁の個人番号を記載する場合は、左側の１マスを空けて、右詰めで記載してください。

（注）　左図は平成26年12月現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

## 3　社会保障・税番号制度導入後の番号記載の猶予規定

平成 28 年1月1日以降の支払に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、税法に告知義務のある一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について３年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号・法人番号を記載しなくてもよいことになっています。（例：特定口座年間取引報告書）

## 4　法定調書の様式などの公表予定

法定調書、法定調書の合計表の様式及び光ディスク等により提出する場合の標準規格等は、国税庁ホームページにて順次公表していく予定です。

なお、給与所得の源泉徴収票は、現行のＡ６サイズからＡ５サイズに変更になるほか、本人交付用の源泉徴収票に支払者の番号は記載しないこととなっています。

**～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～**

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年1月1日以降、光ディスク等又は e-Tax による提出が義務化されています。

詳しくは、国税庁ホームページの「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。

## 源泉所得税に関する事務での取扱い

### 1　源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

**（1）申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載**

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

**（2）申請書、届出書等提出時の本人確認**

源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示する必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付する必要があります。）。

### 2　源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

**（1）「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載**

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

**（2）「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認**

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです（控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 退職所得の受給に関する申告書
- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

## 特定個人情報の保護措置の必要性

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

**個人番号の利用制限**

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

（4ページにつづきます。）

### 特定個人情報の提供制限等

【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなりますが、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

例：従業員が出向により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

【収集・保管制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。

## 法人番号について

### 1　法人番号の指定

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、法人番号を指定します。

なお、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

また、法人番号は１法人に対し１番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません（個人事業者の方には、法人番号は指定されません。）。

### 2　法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月以降、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

（注）設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。

### 3　法人番号の公表

法人番号は、原則としてインターネット（法人番号の公表サイト）を通じて公表します。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する３情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能とします。

## ◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

### 社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）０５７０-２０-０１７８（マイナンバー）
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。　平日９時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

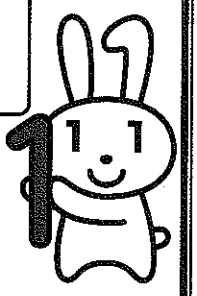

### 国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段の 社会保障・税番号制度 をクリック
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

# 社会保障・税番号制度の早わかり

## 社会保障・税番号制度の概要

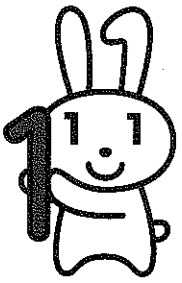

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

○　社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

○　平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年１月から順次利用が開始されます。

○　税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

## 個人番号について

○　個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に１人１つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

○　個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。

○　個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

## 法人番号について

○　法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に１法人１つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。

○　法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

○　法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

## 税務関係書類への番号記載時期について

○　申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

①　所得税：平成28年１月１日の属する年分以降の申告書から
②　法人税：平成28年１月１日以降に開始する事業年度に係る申告書から
③　法定調書：平成28年１月１日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）
④　申請書・届出書：平成28年１月１日以降に提出すべき申請書等から

（※）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

裏面へ続きます。



国税局・税務署

## 特定個人情報の保護措置の必要性

○　番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

## 個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

○　個人番号が記載された申告書等を提出の際には税務署等で本人確認をさせていただきます。

### 本人確認を行うときに使用する書類の例

1　個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）

2　通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

- 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

表面(案)

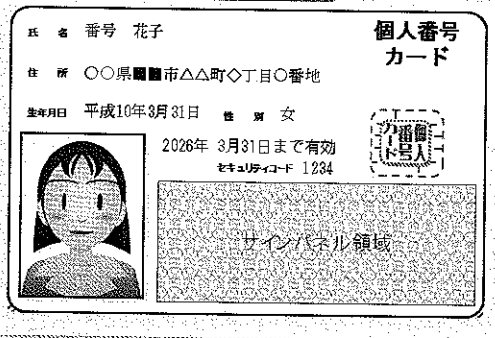


裏面(案)

## ◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

### 社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
  http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html　（マイナンバー）
- マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
  ※ ナビダイヤルは通話料がかかります。　平日９時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

### 国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段の 社会保障・税番号制度 をクリック
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。